

## 工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事

国土交通省 関東地方整備局  
宇都宮国道事務所 工務課

# 工事数量総括表

| 工事名             | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|-----------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別   | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路改良<br>【矢板拡幅外】 |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路土工            |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 残土処理工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 積込(ルース)         | 土砂 【豊浦残土置場での積込】               | m3 |         | 1,000   |      |    |
| 土砂等運搬           | 土砂(岩塊・玉石混り土含む)【豊浦→北向田ストックヤード】 | m3 |         | 1,000   |      |    |
| 整地              | 残土受入れ地での処理                    | m3 |         | 1,000   |      |    |
| 除草工             |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路除草工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 除草<br>(1)       | 肩掛け式(防護無し)                    | m2 |         | 11,800  |      |    |
| 除草<br>(2)       | 肩掛け式(防護有り)                    | m2 |         | 4,500   |      |    |
| 集草              |                               | m2 |         | 16,300  |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名              | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|------------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別    | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 積込運搬             |                               | m2 |         | 16,300  |      |    |
| 除草処分             |                               | t  |         | 8       |      |    |
| 応急処理工            |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 応急処理作業工          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 応急作業             |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮設工              |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮橋・仮栈橋工          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮橋上部             | 地覆                            | t  |         | 0.9     |      |    |
| 覆工板設置・撤去〔仮橋・仮栈橋〕 |                               | m2 |         | 100     |      |    |
| 仮設高欄             | 転落防止柵型(ベースプレート式)設置            | m  |         | 15      |      |    |
| 仮橋賃料             | 引継ぎ分                          | 式  |         | 1       |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 交通管理工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 直接工事費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 運搬費           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮設材運搬費        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 技術管理費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| システム初期費 (ICT) |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路施設基本データ作成費用 |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場環境改善費 (率計上) |                               | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 共通仮設費 (率計上)   |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 一般管理費等        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事価格          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 消費税相当額        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事費計          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
|               |                               |    |         |         |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名              | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|------------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別    | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路改良<br>【西那須野道路】 |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路土工             |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 掘削工              |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 掘削               | 土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準以外)        | m3 |         | 40      |      |    |
| 掘削工 (ICT)        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 掘削 (ICT)         | 土砂 オープンカット 障害無し               | m3 |         | 300     |      |    |
| 路体盛土工            |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 路体(築堤)盛土         | 2.5m未満                        | m3 |         | 2       |      |    |
| 残土処理工            |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 土砂等運搬<br>(1)     | 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 小規模            | m3 |         | 30      |      |    |
| 土砂等運搬<br>(2)     | 土砂(岩塊・玉石混り土含む)                | m3 |         | 300     |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名              | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )                |    |         |         |      |    |
|------------------|----------------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別    | 規格                                           | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 整地               | 残土受入れ地での処理                                   | m3 |         | 340     |      |    |
| 地盤改良工            |                                              | 式  |         | 1       |      |    |
| 路床安定処理工          |                                              | 式  |         | 1       |      |    |
| 安定処理             | 0.6mを超え1m以下 固化材100m2あたり<br>使用量 14t/100m2 石灰系 | m2 |         | 322     |      |    |
| 舗装工              |                                              | 式  |         | 1       |      |    |
| アスファルト舗装工<br>(1) | 車道部 1.4m以上3.0m以下                             | 式  |         | 1       |      |    |
| 下層路盤(歩道部)        | 再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 120m<br>m                | m2 |         | 268     |      |    |
| 上層路盤(歩道部)        | 粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 280m<br>m                   | m2 |         | 268     |      |    |
| 上層路盤(車道・路肩部)     | 再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 2<br>80mm                 | m2 |         | 268     |      |    |
| 基層(車道・路肩部)       | 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm                       | m2 |         | 268     |      |    |
| 中間層(車道・路肩部)      | 改質As 粗粒II型(20) 舗装厚 50mm                      | m2 |         | 268     |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名              | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )  |    |         |         |      |    |
|------------------|--------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別    | 規格                             | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| アスファルト舗装工<br>(2) | 歩道部 1.4m以上                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 下層路盤(歩道部)        | 再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m<br>m | m2 |         | 134     |      |    |
| 表層(歩道部)          | 再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm         | m2 |         | 134     |      |    |
| アスファルト舗装工<br>(3) | 歩道部 1.4m未満                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 下層路盤(歩道部)        | 再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m<br>m | m2 |         | 116     |      |    |
| 表層(歩道部)          | 再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm         | m2 |         | 116     |      |    |
| アスファルト舗装工<br>(4) | 乗入部 4m<W≤8m                    | 式  |         | 1       |      |    |
| 上層路盤(歩道部)        | 粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 250m<br>m     | m2 |         | 28      |      |    |
| 基層(歩道部)          | 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm         | m2 |         | 28      |      |    |
| 表層(歩道部)          | 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm         | m2 |         | 28      |      |    |
| アスファルト舗装工<br>(5) | 乗入部 8m<W                       | 式  |         | 1       |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )   |    |         |         |      |    |
|---------------|---------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                              | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 上層路盤(歩道部)     | 粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 300mm          | m2 |         | 35      |      |    |
| 基層(歩道部)       | 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm          | m2 |         | 35      |      |    |
| 中間層(歩道部)      | 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm          | m2 |         | 35      |      |    |
| 表層(歩道部)       | 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm          | m2 |         | 35      |      |    |
| 切削オーバーレイ工     |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| 切削オーバーレイ      | 7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 粗粒II型(20) | m2 |         | 1,050   |      |    |
| 殻運搬(路面切削)     | 切削屑                             | m3 |         | 52      |      |    |
| 殻処分           | 切削屑                             | m3 |         | 52      |      |    |
| 擁壁工           |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| 作業土工          |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| 床掘り           | 土砂                              | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 埋戻し           | 土砂                            | 式  |         | 1       |      |    |
| 土砂等運搬         | 土砂(岩塊・玉石混り土含む)                | 式  |         | 1       |      |    |
| 整地            | 残土受入れ地での処理                    | 式  |         | 1       |      |    |
| ﾌﾟﾚｷﾞｬｽﾄ擁壁工   |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| ﾌﾟﾚｷﾞｬｽﾄ擁壁    | H1300                         | m  |         | 2       |      |    |
| 排水構造物工        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 作業土工          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 床掘り           | 土砂                            | 式  |         | 1       |      |    |
| 埋戻し           | 土砂                            | 式  |         | 1       |      |    |
| 側溝工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 街渠側溝<br>(1)   | 300×300                       | m  |         | 78      |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名              | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )       |    |         |         |      |    |
|------------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別    | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 街渠側溝<br>(2)      | 300×300 グレチンクタイプ                    | m  |         | 20      |      |    |
| 集水枥・マンホール工       |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場打ち街渠枥          | G1-B500-L500-H700                   | 箇所 |         | 1       |      |    |
| 蓋                | 街渠枥500×500用グレチンク蓋 普通目<br>T-25 ボルト固定 | 枚  |         | 1       |      |    |
| 縁石工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 縁石工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 歩車道境界ブロック<br>(1) | FK-1 両面R                            | m  |         | 71      |      |    |
| 歩車道境界ブロック<br>(2) | すり付け部 FK-1f-50 片面R                  | m  |         | 3       |      |    |
| 歩車道境界ブロック<br>(3) | 乗入れ部 FK-1e-50                       | m  |         | 22      |      |    |
| 開削土工             |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 掘削工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名            | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|----------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別  | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 開削掘削           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 埋戻し工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 埋戻し・締固め<br>(1) | 中埋砂                           | 式  |         | 1       |      |    |
| 埋戻し・締固め<br>(2) | 土砂                            | 式  |         | 1       |      |    |
| 残土処理工          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 土砂等運搬          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 整地             | 残土受入れ地での処理                    | 式  |         | 1       |      |    |
| 電線共同溝工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 管路工(管路部)       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 埋設管路<br>(1)    | 電力管 径 130mm                   | m  |         | 165     |      |    |
| 埋設管路<br>(2)    | 電力管 径 100mm                   | m  |         | 162     |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名               | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )       |    |         |         |      |    |
|-------------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別     | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 埋設管路<br>(3)       | 電力通信管 径 100mm                       | m  |         | 55      |      |    |
| 埋設管路<br>(4)       | 共用FA管 径 150mm                       | m  |         | 55      |      |    |
| 埋設管路<br>(5)       | ボデー管 径 250mm                        | m  |         | 54      |      |    |
| ダクトスリーブ・ヘルマウス材料費  |                                     | 個  |         | 47      |      |    |
| 埋設表示シート<br>(1)    | W400                                | m  |         | 55      |      |    |
| 埋設表示シート<br>(2)    | W600                                | m  |         | 55      |      |    |
| プレキャストボックス工 (特殊部) |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| プレキャストボックス        | I 型1200×1350×4500 直上地上機器<br>1基 横断開口 | 箇所 |         | 1       |      |    |
| 端壁材料費             |                                     | 個  |         | 2       |      |    |
| サイトボックス           | 1000×600×650                        | 箇所 |         | 1       |      |    |
| 分岐枿               | W450×H400×L900                      | 箇所 |         | 1       |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名                   | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 )   |    |         |         |      |    |
|-----------------------|---------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別         | 規格                              | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 基礎材                   | 再生クワッシャラン 40～0 7.5cmを超え12.5cm以下 | m2 |         | 8       |      |    |
| 蓋                     | 特殊部用鋳鉄蓋 I 型1200×4500用直上地上機器     | 組  |         | 1       |      |    |
| 仮蓋                    | 445×1100                        | 枚  |         | 1       |      |    |
| 構造物撤去工                |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| 防護柵撤去工                |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| 防護柵撤去 (ガードレール)        |                                 | m  |         | 22      |      |    |
| 防護柵 (横断・転落防止柵) 撤去 (1) | H=1100 縦柵 ベースプレート式              | m  |         | 63      |      |    |
| 防護柵 (横断・転落防止柵) 撤去 (2) | H=1100 横ビーム コンクリート建込み式          | m  |         | 24      |      |    |
| 構造物取壊し工               |                                 | 式  |         | 1       |      |    |
| コンクリート構造物取壊し          | 無筋構造物 機械施工                      | m3 |         | 14      |      |    |
| 舗装版破碎                 | アスファルト舗装版 舗装版厚15cm未満            | m2 |         | 300     |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 運搬処理工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 殻運搬<br>(1)    | コンクリート殻(無筋)                   | m3 |         | 14      |      |    |
| 殻運搬<br>(2)    | アスファルト殻                       | m3 |         | 12      |      |    |
| 殻処分<br>(1)    | コンクリート殻(無筋)                   | m3 |         | 14      |      |    |
| 殻処分<br>(2)    | アスファルト殻                       | m3 |         | 12      |      |    |
| 現場発生品運搬       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 除草工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路除草工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 除草<br>(1)     | 肩掛け式(防護無し)                    | m2 |         | 4,200   |      |    |
| 除草<br>(2)     | 肩掛け式(防護有り)                    | m2 |         | 5,800   |      |    |
| 集草            |                               | m2 |         | 10,000  |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 積込運搬          |                               | m2 |         | 10,000  |      |    |
| 除草処分          |                               | t  |         | 10      |      |    |
| 応急処理工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 応急処理事業工       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 応急作業          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮設工           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 土留・仮締切工       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 軽量鋼矢板 (電線共同溝) | 軽量鋼矢板Ⅱ型                       | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通管理工         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 直接工事費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|-------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                            | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 共通仮設費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 運搬費           |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 建設機械運搬費       |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 仮設材運搬費        |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場環境改善費 (率計上) |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                               | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                               | 式  |         | 1       |      |    |
|               |                               |    |         |         |      |    |

令和 8 年度

R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事  
特記仕様書

令和 8 年 6 月

国土交通省 関東地方整備局  
宇都宮国道事務所

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

### 第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

### 第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保できる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

### 第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

## 第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
  - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
  - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は栃木県内の工事でなければならない。
  - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
  - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
  - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
  - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

## 第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

## 第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

### 【矢板拡幅外】

|    |          |    |             |    |              |
|----|----------|----|-------------|----|--------------|
| 起点 | 栃木県矢板市片岡 | 緯度 | 36° 45' 45" | 経度 | 139° 56' 38" |
| 終点 | 栃木県矢板市山田 | 緯度 | 36° 50' 31" | 経度 | 139° 56' 10" |

### 【西那須野道路】

|    |             |    |             |    |              |
|----|-------------|----|-------------|----|--------------|
| 起点 | 栃木県那須塩原市三区町 | 緯度 | 36° 52' 41" | 経度 | 139° 57' 37" |
| 終点 | 栃木県那須塩原市西富山 | 緯度 | 36° 54' 31" | 経度 | 139° 59' 23" |

## 第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

### 記載例) ※1

本工事は、栃木県矢板市片岡から同市針生に計画されている一般国道4号矢板拡幅において一級河川江川を渡河する江川橋架け替えに必要となる仮設道路整備(仮橋)を施工するものである。また、西那須野道路において舗装工、電線共同溝工等を行うものである。

また、矢板拡幅、矢板大田原バイパス、西那須野道路の予定地管理(除草工等)を行うものである。

## 第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

| 業務名                       | テクリス番号     |
|---------------------------|------------|
| R4 国道4号北部地区道路設計業務         | 4052361209 |
| R5 国道4号北部地区道路詳細設計他業務      | 4055137310 |
| R5 国道4号北部地区道路詳細設計他（その2）業務 | 4056984133 |

## 第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

## 第11条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）」

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
  - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は宇都宮国道事務所ホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。
- 公表資料は以下のとおり。（様式については別紙様式－００を参照）

| 資料名          | 内訳                               |
|--------------|----------------------------------|
| 低価格理由とその詳細   | 当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料         |
| 比較表－１        | 積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表        |
| 比較表－２        | 積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表 |
| 比較表－３        | 元請の手持ち資材の当初と実績の比較表               |
| 比較表－４        | 元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表             |
| 比較表－５        | 手持ち機械の当初と実績の比較表                  |
| 比較表－６        | 労務者確保計画の当初と実績の比較表                |
| 比較表－７        | 工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表             |
| 比較表－８        | 建設副産物の搬出の当初と実績の比較表               |
| 諸経費動向調査（工事費） | 元請、下請の工事費内訳                      |

## 第１２条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

## 第１３条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

### 【矢板拡幅外】

①該当なし

### 【西那須野道路】

①路床安定処理工

②アスファルト舗装工

③切削オーバーレイ工

- ④プレキャスト擁壁工
- ⑤管路工
- ⑥プレキャストボックス工

#### 第 14 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

#### 第 15 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。  
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

#### 第 16 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

#### 第 17 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）  
令和 8 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### 第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

#### 第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

## 第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

## 第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

## 第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

## 第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-1-17から1-1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

## 第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することが出来る条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

## 第25条 工事現場発生品

1. 工事箇所から発生する構造物撤去工の引渡し場所は、那須除雪基地（運搬距離L＝26.4km）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

| 品目     | 規格      | 単位 | 数量 | 引渡場所   | 運搬距離   | 摘要     |
|--------|---------|----|----|--------|--------|--------|
| ガードレール | Gr-B-4E | m  | 22 | 那須除雪基地 | 26.4km | 西那須野道路 |
| 転落防止柵  | 土中式 縦柵  | m  | 57 | 〃      | 〃      | 〃      |
| 転落防止柵  | 土中式 ビーム | m  | 30 | 〃      | 〃      | 〃      |

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第26条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

| 資材名           | 規格              | 備考      |
|---------------|-----------------|---------|
| 再生加熱アスファルト混合物 | As 量 4.0%安定処理再生 | 上層路盤    |
| 再生加熱アスファルト混合物 | As 量 5.0%粗粒再生   | 基層      |
| 再生加熱アスファルト混合物 | As 量 5.5%密粒再生   | 表層      |
| 再生加熱アスファルト混合物 | As 量 6.5%細粒再生   | 表層      |
| 再生クラッシャーラン    | R c - 4 0       | 基礎材・路盤材 |

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

## 第27条 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律第68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程               | 作業内容                                                                         | 分別解体等の方法                                                                        |
|-----------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                 | ①仮設              | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ②土工              | 土工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無      | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ③基礎              | 基礎工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ④本体構造            | 本体構造の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ⑤本体付属品           | 本体付属品の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ⑥その他<br>(構造物撤去工) | その他の工事<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類                          | 施設の名称                | 所在地                       |
|---------------------------------------|----------------------|---------------------------|
| As 殻 (切削材)<br>As 殻 (掘削材)<br>Co 殻 (無筋) | 塩和建材<br>リサイクル 21 (株) | 栃木県那須塩原市<br>宇都野字前山 1789-4 |

上記 (2) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

塩和建材リサイクル 21 (株) : 8 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分

(4) 受け入れ条件

As 殻 (切削材) : 条件なし

As 殻 (掘削材) : 径 40cm 程度以下

Co 殻 (無筋) : 径 30cm 程度以下

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン (平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1 [再生資源利用計画書 (実施書)] 及び様式 2 [再生資源利用促進計画書 (実施書)] を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用
3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律 第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

## 第29条 コンクリート副産物から再生された資材について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。

また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3 配合」に従うものとする。

## 第30条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

[http://www.nilim-cdrw.jp/dl\\_std.html](http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html)

### 第 3 1 条 工事完成図の作成、納品

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成 2 0 年 1 2 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

#### 【電子データ（C D 入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（. P21）
- ・完成縦断面図 SXF データ（. P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子. saf）

#### 【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断面図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

### 第 3 2 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 8 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局写真管理基準（令和 8 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、I C T 活用工事実施要領（令和 8 年 3 月改定）の関連要領等一覧（U R L 「[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)」）によるものとする。

### 第 3 3 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

## 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和8年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

## 2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会  
<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

### 第34条 ICT活用工事（土工）について

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

#### 2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1)～4)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

### (1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以上(1 点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

### (2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

### ⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第35条 ICT活用工事（舗装工（修繕））について

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

#### 2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、下記1)～3)から選択(複数可)して測量を行うものとする。ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5.①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5.②で作成した3次元設計データを用い、以下1)2)に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

#### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

##### (1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択(複数以上可)して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

#### ⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第36条 ICT活用工事(作業土工(床堀工))について

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

## 2. 定義

(1) i-Construction とは、I C T 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて I C T 施工技術を活用した工事（I C T 活用工事）を実施するものとする。

(2) I C T 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 該当なし（3次元出来形管理等の施工管理）
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、I C T 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6により I C T 施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階で I C T 施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関する I C T 施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. I C T 施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

### ① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量または I C T 施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

I C T 施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K－G N S S を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ③1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

2) 2次元MG建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

6. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第37条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

#### 1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

### 第38条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事 積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

#### （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

#### （2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

### 第39条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

### 第40条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ

協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

- ・ ICT活用工事（導入型）積算要領
- ・ ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

#### 第41条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

#### 第42条 現場環境改善（快適トイレの設置）

##### 1. 内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

## 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

## 3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

## 4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

# 第43条 BIM/CIM 適用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 詳細度  | 200～300程度※1<br>※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形式がわかるモデル                                  |
| 属性情報 | 3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM 取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照)。 |

#### 1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

#### 2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

#### 3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

#### 4 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

### 第44条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

【矢板拡幅外】

| 工 種   | 作業区分 | 交通誘導警備員             | 備 考 |
|-------|------|---------------------|-----|
| 全ての作業 | 昼間作業 | 58 人（うち有資格誘導員 29 人） |     |
| 合計    |      | 58 人（うち有資格誘導員 29 人） |     |

【西那須野道路】

| 工 種   | 作業区分 | 交通誘導警備員              | 備 考 |
|-------|------|----------------------|-----|
| 全ての作業 | 昼間作業 | 123 人（うち有資格誘導員 97 人） |     |
| 合計    |      | 123 人（うち有資格誘導員 97 人） |     |

6. 地盤改良に用いる生石灰の使用に当たっては、十分留意するとともに関連法規を遵守しなければならない。

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

#### 第45条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

##### (1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

##### (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

##### (3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

##### (4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

##### (5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

##### (6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

## 第46条 安全管理推進技術査等認定について

### 1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

### 2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

### 3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

### 4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

### 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

## 第47条 交通誘導警備員の資格

国道4号沿いにおける交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）を1名以上充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第48条 路上工事の縮減等

受注者は路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員へ提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減に務めるものとする。

#### 第49条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

##### 1. 工種

###### 【矢板拡幅外】

該当なし

###### 【西那須野道路】

地盤改良工

路床安定処理工

舗装工

切削オーバーレイ工

構造物撤去工

構造物取壊し工

##### 2. 施工方法

安定処理

切削オーバーレイ

コンクリート構造物取壊し

舗装版破碎

##### 3. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破碎機

##### 4. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

#### 第50条 特定調達品目調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

#### 第 5 1 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

#### 第 5 2 条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### 第 5 3 条 特殊車両通行許可関係図書の提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

#### 第 5 4 条 特殊車両通行許可関係図書の提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

## 第 55 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
  - (1) 仮設備関係  
環境対策の充実を実施するものとする。
  - (2) 営繕関係  
現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)を実施するものとする。
  - (3) 安全関係  
盗難防止対策を実施するものとする。
  - (4) 地域連携  
現場景観向上（美装化・デザイン看板等）を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100% を上限として設計変更の対象とする。

## 第 56 条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等 65 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。  
 なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

|                                              |       |
|----------------------------------------------|-------|
| ①準備期間                                        | 40 日間 |
| ②後片付け期間                                      | 20 日間 |
| ③雨休率（実働工期日数に休日と天候による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数） | 0.74  |
| ④余裕期間                                        | 20 日間 |

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：30 日間  
 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：6 日間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数  
過去5か年(2021年～2025年)の気象庁(宇都宮観測所)より年間の平均発  
生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」  
以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議  
することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更な  
る期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確  
保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工  
事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意  
に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及  
び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設  
物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責に  
より行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、  
工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、  
条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

## 第57条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカ  
ルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、  
その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で  
共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない  
場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見  
込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 第58条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

## 第59条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、黒磯観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

## 第60条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

#### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

#### 9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 第61条 建設業担い手確保・育成貢献の取組について

受注者は、自ら立案実施した建設業担い手の確保・育成に関する取組について、工事完成までに別紙様式17-1、2により、監督職員に提出することができる。

### 第62条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

| 作業区分 | 施 工 区 分 | 標準作業時間     |
|------|---------|------------|
| 昼間作業 | 全ての作業   | 8：00～17：00 |

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間（7～8月頃）において現場施工を回避（休工や施工時間帯の変更）することについて、監督職員と協議を行うことができる。なお、現場施工の回避に伴う後期延期については、詳細な工事スケジュールを作成し、必要に応じて設計変更の対象とする。

### 第63条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順、工程については、十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

| 工事名                     | 施工範囲                                       | 工期（予定）         |
|-------------------------|--------------------------------------------|----------------|
| R7国道4号矢板拡幅片岡地区改良工事      | 栃木県矢板市片岡地先                                 | 令和7年9月～令和8年10月 |
| R7国道4号西那須野道路外環境整備工事     | 自）栃木県那須塩原市三区町地先<br>至）栃木県那須塩原市西富山地先<br>外1箇所 | 令和7年9月～令和8年9月  |
| R7国道4号西那須野道路三区町電線共同溝他工事 | 栃木県那須塩原市三区町地先                              | 令和7年9月～令和8年10月 |

|                                         |                                               |                       |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------|
| R 7 国道 4 号西那須野道<br>路三島地区外改良舗装その<br>1 工事 | 自) 栃木県那須塩原市西三島地先<br>至) 栃木県那須塩原市三島地先<br>外 1 箇所 | 令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月 |
| R 7 国道 4 号西那須野道<br>路三島地区外改良舗装その<br>2 工事 | 自) 栃木県那須塩原市西三島地先<br>至) 栃木県那須塩原市三島地先<br>外 1 箇所 | 令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月 |
| R 7 国道 4 号西那須野道<br>路三島地区交差点改良工事         | 栃木県那須塩原市三島地先                                  | 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 |

#### 第 6 4 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

#### 第 6 5 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 6 4 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用

- するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。
- 活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 6 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

## 第 6 6 条 建設現場における遠隔臨場の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3』を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第67条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

|        | 工事实施 | 出来形 |    | 品質 |    | 出来ばえ |    |
|--------|------|-----|----|----|----|------|----|
|        | 状況   |     |    |    |    |      |    |
|        | 書類   | 書類  | 実地 | 書類 | 実地 | 書類   | 実地 |
| 完成検査   | ○    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 中間技術検査 | ○    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 既済部分検査 | ○    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 完済部分検査 | ○    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

#### 4. 実施内容

##### (1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

##### (2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

##### (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

##### (4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

##### (5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

##### (6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

### 第 68 条 契約後 V E 方式

#### 1. 定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

#### 2. V E 提案の意義及び範囲について

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

### 3. VE 提案書の提出について

1. 受注者は、前項のVE 提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- （1）設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由
- （2）VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- （3）VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- （4）発注者が別途発注する関連工事との関係
- （5）工業所有権等の排他的権利を含むVE 提案である場合、その取扱いに関する事項
- （6）その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2. 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3. 受注者は、前項のVE 提案を契約の締結日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4. VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### 4. VE 提案の審査について

提出されたVE 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

### 5. VE 提案の採否等について

VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

### 6. VE 提案を採用した場合の設計変更等について

（1）VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（2）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（3）前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

（4）VE 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として、変更しないものとする。

#### 7. VE提案の活用と保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

### 第69条 生産性向上チャレンジ工事

#### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

#### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第64条新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

#### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

#### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

### 第70条 出来高部分払方式

本工事において部分払は短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP [https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html) 参照]に基づき行うものとする。

### 第71条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、矢板拡幅外地区（矢板市片岡から山田）、西那須野道路地区（那須塩原市三区町から西富山）で施工を行う工事である。

### 第72条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

### 第73条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託している。本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

### 第74条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助業務を建設コンサルタントに委託している。  
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

### 第75条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

## 第 7 6 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は様式ー 1 2 によるものとする。

## 第 7 7 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第 7 8 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 2 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

## 第 7 9 条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ①施工計画書                | ⑥出来形管理図表  |
| ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。） | ⑦品質管理図表   |
| ③工事打合せ簿（協議）           | ⑧品質規格証明資料 |
| ④工事打合せ簿（提出）           | ⑨品質証明書    |
| ⑤工事打合せ簿（承諾）           | ⑩工事写真     |

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

## 第80条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

# 第2章 土木工事材料

## 第81条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

| 用 途       | 針 入 度 | 摘 要       |
|-----------|-------|-----------|
| 表 層 ・ 基 層 | 40～60 | 車道舗装、乗入舗装 |
| 上層路盤・歩道舗装 | 60～80 | 車道舗装、歩道舗装 |

# 第3章 土工

## 第82条 建設発生土の受け入れ地

1. 本工事で発生した残土は、北向田ストックヤード「栃木県那須郡那珂川町北向田」（運搬距離【西那須野地区】 L=26.8km）へ搬出するものとする。

また、豊浦残土置場「栃木県那須塩原市鍋掛 1091」における残土 1,000m<sup>3</sup> についても、北向田ストックヤード（運搬距離 L=29.7km）へ搬出するものとする。

2. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3. 受け入れ地での処理方法は、整地を見込んでいる。

4. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第 8 3 条 建設発生土の受入地

受注者は、本工事から建設発生土を 1 0 0 m<sup>3</sup> 以上搬出する場合は、別紙様式－ 8 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・ F A X 等で提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量(m<sup>3</sup>)

### 第 8 4 条 掘削工

掘削土は路体盛土に流用するものとし、構造物の床堀により、発生した土砂は、埋戻しに流用するものとする。

また、残土は建設発生土受け入れ地へ搬出するものとする。

### 第 8 5 条 路体盛土

1. 路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30cm 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
2. 構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上り厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。
3. 路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

## 第4章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第86条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

| No | 使用<br>区分                                      | 呼び強度<br>N/mm <sup>2</sup> | 粗骨材の<br>最大寸法<br>mm | 水セメント比<br>%以下 | セメントの<br>種類 | 摘要 |
|----|-----------------------------------------------|---------------------------|--------------------|---------------|-------------|----|
| 1  | 現場打ち街渠柵<br>(高さ1m未満)、均<br>しコンクリート、基礎コン<br>クリート | 18                        | 25                 | 指定無し          | 高炉B         |    |

| No | 参考スランプ<br>※注1 |
|----|---------------|
|    | cm            |
| 1  | 8             |

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### ※注1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが12cmを超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

### 第87条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。

また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1 m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（ $\phi 600$  未満、 $600\text{mm} \times 600\text{mm}$  未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

#### 第88条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、 $530\text{kg/m}^3$  以上又は1 : 3とする。

### 第5章 一般施工

#### 第89条 路床安定処理工

1. 路床改良に用いる固化材は石灰系とし、安定処理路床設計CBR3%（合成CBR）とする。
2. 固化材の配合量は割増しを含み $140\text{Kg/m}^3$ とする。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。また、配合試験については、監督職員と協議するものとする。
3. 路床面または地盤面から1 m以上とする。混合のラップ巾は10cm以上とする。生石灰複合系による安定処理は、2回攪拌するものとする。
4. 混合は、混合専用機を使用するものとする。なお、施工に当たり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

#### 第90条 歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鋸について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

6. 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（別添－３）
- なお、詳細については監督職員と協議するものとする。
7. 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。
8. 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２センチメートルを標準とするものとする。
9. 詳細については監督職員と協議するものとする。

## 第 6 章 舗装

### 第 9 1 条 粒状路盤材

粒状路盤材クラッシャーランは、RC－４０とする。

### 第 9 2 条 粒度調整路盤材

粒度調整路盤の材料は、M－４０とする。

### 第 9 3 条 示方配合

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

| 呼び名     | 混合物の種類      | 最大粒径   | アスファルト量 | 摘 要     |
|---------|-------------|--------|---------|---------|
| R A s t | 再生歴青安定処理    | 4 0 mm | 4 . 0 % | 上層路盤    |
| 改Ⅱ A ①  | 改質Ⅱ型粗粒度アスコン | 2 0 mm | 5 . 0 % | 中 間 層   |
| R A ①   | 再生粗粒度アスコン   | 2 0 mm | 5 . 0 % | 基層、歩道舗装 |
| R A ②   | 再生密粒度アスコン   | 2 0 mm | 5 . 5 % | 歩道舗装    |
| R A ③   | 再生細粒度アスコン   | 1 3 mm | 6 . 5 % | 歩道舗装    |

### 第 9 4 条 ポリマー改質アスファルト

#### 1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μm ふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μm ふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

| 安定度 S<br>(kN)         | フロー値 F<br>(1/100cm) | 空隙率<br>(%) | 飽和度<br>(%) | S / F<br>(kN/m) |
|-----------------------|---------------------|------------|------------|-----------------|
| 7.35kN 以上<br>(735kgf) | 土木工事共通仕様書による        |            |            | 2,500 以上        |

注) 突固め回数は 75 回とする

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、D S 値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

D S の目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回／mm程度)

| 種別 | 交通量区分 N 6 |        | 交通量区分 N 7 |        |
|----|-----------|--------|-----------|--------|
|    | 一般部       | 交差点部   | 一般部       | 交差点部   |
| 表層 | 3, 000    | 4, 000 | 4, 000    | 5, 000 |
| 基層 | ——        | 4, 000 | 4, 000    | 5, 000 |

(※上表は一般部と交差点部のD S の目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部の目標D S 値を同一にする場合は、交差点部の目標D S 値に合わせるものとする。)

## 2. 混 合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が 150～300 センチストークス（セイボルトフロール度 75～150 秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

## 3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあつたては、十分な保温措置を施すものとする。

## 4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し、速やかに敷均しを行い十分に転圧を行うものとする。

## 5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な 1 日当りの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

## 第 9 5 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

#### 第96条 中温化アスファルト舗装の試行

本工事において、中温化アスファルト舗装の試行の実施について、監督職員と協議するものとする。なお、中温化アスファルト混合物の流通状況等により、実施が困難な場合もあるため、本試行の実施は任意とする。

＜試行内容＞

- ・新規合材を対象とする。
- ・実施範囲や実施時期等の詳細については、監督職員と協議する。
- ・中温化アスファルト混合物は製造時の加熱温度をマイナス20℃又はマイナス30℃低減させて製造されるものを使用する。
- ・機械式フォームド方式を基本とするが、監督職員と協議の上、添加剤方式も可とする。
- ・本試行に伴う追加費用は設計変更の対象とする。
- ・本試行を実施した場合、実施後に監督職員より送付されるアンケートに協力するものとする。

### 第7章 電線共同溝

#### 第97条 工事の遵守事項

受注者は、「電線共同溝管理規程（案）」（平成10年7月27日）、「電線共同溝保安細則（案）」（平成10年7月27日）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 TYPE-B」（平成15年10月）、「電線共同溝参考資料（案）」（令和元年12月）、電線共同溝工事における監督・検査体制の強化について試行（平成20年3月25日）を遵守しなければならない。

### 第8章 道路除草

#### 第98条 除草回数

【矢板拡幅外】及び【西那須野道路】における除草回数は年1回刈りを基本とする。

なお、除草箇所・除草方法の詳細及び除草作業の時期については、監督職員の指示によるものとする。

#### 第99条 道路除草工

1. 除草の施工前には、空き缶等の障害物は除去しておくこと。
2. 機械除草の施工においては、現場条件から判断し、飛石等により第三者に危険が及ばないように、飛石防護（以下、「防護工」と言う）を行うことが出来るものとする。

なお、防護工とする箇所は、監督職員と協議する。

3. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。

#### 第100条 清掃及び後片付け

1. 作業箇所の清掃及び後片付けは、刈草等が歩道・車道等に蓄積しないよう完全に処理するものとする。
2. 刈草の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。

なお、搬出は下記のとおりとする

##### 【矢板拡幅外】

| 種 類  | 施設の名称    | 所 在 地      | 備 考             |
|------|----------|------------|-----------------|
| 除草刈草 | エコパークしおや | 矢板市安沢 3640 | 運搬距離<br>L=3.7km |

##### 【西那須野道路】

| 種 類  | 施設の名称            | 所 在 地                 | 備 考              |
|------|------------------|-----------------------|------------------|
| 除草刈草 | 那須塩原クリーン<br>センター | 栃木県那須塩原市<br>暮沼 593 番地 | 運搬距離<br>L=14.1km |

3. 上記2. は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
なお、請負者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。  
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。
4. 実際に要した受入費を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

## 第9章 道路維持

#### 第101条 応急処理

受注者は日々の作業が終了した時に速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理については別紙内訳書－1のとおり計上する。
2. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
3. 作業日、作業場所、作業内容は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。
4. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

## 第 10 章 道路修繕

### 第 102 条 路面切削工

切削後の基準高の変更は行わないものとする。

### 第 103 条 日々摺付け

1. 縦断方向（道路中央線方向）の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付けを行うものとする。
2. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

### 第 104 条 オーバーレイ工

横断測量は 20m 間隔に行うものとする。

## 第 11 章 その他

### 第 105 条 仮橋・仮栈橋

#### 1. 仮橋・仮栈橋

受注者は、下記条件の仮橋・仮栈橋について、別工事より管理を引き継ぐものとする。また、仮橋・仮栈橋の上部鋼材の賃料を見込むものとする。

#### 2. 場所及び範囲

設置場所は、栃木県矢板市片岡地先

|             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 上部鋼材の賃料対象重量 | ・主部材（渡河部）   | 189.708 t |
|             | ・主部材（跨道部）   | 72.143 t  |
|             | ・主部材（工事用道路） | 14.268 t  |

#### 3. 引継ぎ時期、期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 26 日まで（207 日間）

#### 4. 引き継ぎ

R7 国道 4 号西那須野道路外環境整備工事より引き継ぐものとする。

#### 5. 引渡し

令和 8 年 3 月 27 日より、別途発注予定工事へ引き渡すものとする。

#### 6. 上記により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

### 第 106 条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。

提出資料 各 2 部（原稿 1 部、コピー 1 部）

（1）舗装台帳

（2）舗装施工データシート（別紙様式ー 14）

- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図 (1/5万)
- (5) 平面図 (完成平面図)

#### 第107条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

#### 第108条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

##### 1. 道路施設基本データの種類

| 区分   | 施設番号 | 施設名         | 区分                                             | 施設番号 | 施設名       |
|------|------|-------------|------------------------------------------------|------|-----------|
| 道路構造 | C020 | 縦断勾配        | 付<br>属<br>物<br>お<br>よ<br>び<br>付<br>属<br>施<br>設 | E060 | 道路情報版     |
|      | C030 | 平面線形        |                                                | E070 | 交通遮断機     |
|      | C050 | 舗装          |                                                | E080 | I. T. V   |
|      | C060 | 道路交差点       |                                                | E090 | 車両感知器     |
|      | C070 | 鉄道交差点       |                                                | E100 | 車両諸元計測施設  |
|      | C080 | 歩道及び自転車歩行車道 |                                                | E110 | 気象観測施設    |
|      | C090 | 独立専用歩道      |                                                | E120 | 災害予知装置    |
|      | C100 | 中央帯         |                                                | E130 | 自転車駐車場等   |
|      | C110 | 環境施設帯       |                                                | E140 | 自転車駐車場    |
| 構造物  | D010 | 橋梁          |                                                | E150 | 雪崩防止施設    |
|      | D020 | 橋側歩道橋       |                                                | E160 | 落石防止施設    |
|      | D030 | 横断歩道橋       |                                                | E170 | 消雪パイプ     |
|      | D040 | トンネル        |                                                | E180 | ロードヒーティング |
|      | D050 | 洞門          |                                                | E190 | 除雪ステーション  |
|      | D060 | スノーシェッド     |                                                | E200 | 防災備蓄      |
|      | D070 | 地下横断歩道      |                                                | E210 | 共同溝       |
|      | D080 | 道路BOX等      |                                                | E220 | CAB電線共同溝  |
|      | D090 | 横断BOX等      |                                                | E230 | 植栽        |
|      | D100 | パイプカルバート    |                                                | E240 | 遮音施設      |
|      | D120 | 擁壁          |                                                | E250 | 遮光フェンス    |
|      | D130 | スノーシェルター    |                                                | E270 | 流雪溝       |
|      | E010 | 防護柵         |                                                | E310 | 防雪林       |

|      |            |      |         |
|------|------------|------|---------|
| E020 | 道路照明       | E320 | 路側放送    |
| E030 | 視線誘導標（反射式） | E330 | 光ケーブル施設 |
| E040 | 視線誘導標（自光式） | E340 | 道路反射鏡   |
| E050 | 道路標識       | E350 | ビーコン    |

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
  - ①道路施設台帳作成総括表
  - ②道路施設基本データ総括表
  - ③道路施設基本データ一覧表
  - ④道路施設台帳チェックシート
  - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
  - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
  - ⑦工事数量総括表

#### 第109条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第112条に定めるとおりとする。なお、点検DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（[https://www.jice.or.jp/pavement\\_db/](https://www.jice.or.jp/pavement_db/)）で閲覧できる。

2 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（舗装）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

#### 第 110 条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検 DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権者人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手續（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手續履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

#### 第 111 条 問合せ番号及び路上規制情報システム

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第 112 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

## 明示項目及び明示事項

| 明示項目    | 明示事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 記載条項                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 工程関係    | <p>■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</p> <p>■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</p> <p>□ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</p> <p>□ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</p> <p>■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</p> <p>□ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</p> <p>■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。</p> | <p>第 59 条</p> <p>第 58 条</p> <p>第 52 条</p> <p>第 52 条</p> |
| 用地関係    | <p>□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</p> <p>□ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。</p> <p>□ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</p> <p>□ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</p>                                                                                                                                                                                                          |                                                         |
| 公害関係    | <p>■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</p> <p>□ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</p> <p>□ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</p> <p>□ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</p>                                                                                                                                                             | 第 47 条, 第 49 条                                          |
| 安全対策関係  | <p>□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</p> <p>□ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</p> <p>□ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</p> <p>■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</p> <p>□ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</p>                                                                                                                                                                             | 第 42 条                                                  |
| 工事用道路関係 | <p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</p> <p>□ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。</p> <p>□ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</p> <p>□ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。</p> <p>□ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</p>                                                                                                                                                                                         |                                                         |
| 仮設備関係   | <p>■ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>□ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>□ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 104 条                                                 |

| 明示項目    | 明示事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 記載条項                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 建設副産物関係 | <p>■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</p>                                                                                                                                                                        | <p>第 79 条, 第 80 条</p> <p>第 27 条</p> |
| 工事支障物件等 | <p>□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>□ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |
| 薬液注入関係  | <p>□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>□ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     |
| その他     | <p>□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</p> <p>□ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>□ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>□ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>□ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>□ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>□ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</p> <p>□ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</p> | <p>第 25 条</p>                       |

概略工事工程表

工事名：R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事

別紙ー5

| 工 種       |         | 単位 | 数 量                     | 令和8年                       |    |     |     |     |    |    | 備考 |                                                        |
|-----------|---------|----|-------------------------|----------------------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------------------------------------------------------|
|           |         |    |                         | 8月                         | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |    | 3月                                                     |
| 準備        |         |    |                         |                            |    |     |     |     |    |    |    | ・40日間                                                  |
| 【矢板拡幅外】   |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    |                                                        |
| 道路土工      |         | m3 | 1,000                   |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 除草工       |         | m2 | 16,300                  |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 応急処理工     |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 仮設工       |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 仮設工(仮橋賃料) |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 【西那須野道路】  |         |    |                         |                            |    |     |     |     |    |    |    |                                                        |
| 道路土工      |         | m3 | 340                     |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 地盤改良工     |         | m2 | 322                     |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 舗装工       |         | m2 | 1,631                   |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 擁壁工       |         | m  | 2                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 排水構造物工    |         | m  | 98                      |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 縁石工       |         | m  | 96                      |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 開削土工      |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 電線共同溝工    |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 構造物撤去工    |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 除草工       |         | m2 | 10,000                  |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 応急処理工     |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 仮設工       |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | 1pt                                                    |
| 後片付け      |         | 式  | 1                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | ・20日間                                                  |
| 制約条件      | 関係機関協議  |    | —                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | ・道路工事実施協議                                              |
|           | 関係工事    |    | R7国道4号西那須野道路<br>外環境整備工事 | R7.9.16～R8.9.30<br>(予定)    |    |     |     |     |    |    |    |                                                        |
|           |         |    |                         |                            |    |     |     |     |    |    |    |                                                        |
|           | お盆・年末年始 |    | —                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | ・8月中旬<br>・12月下旬～1月上旬                                   |
|           | 路上工事抑制  |    | —                       |                            |    |     |     |     |    |    |    | ・R8/8/8～R8/8/16、<br>R8/12/26～R9/1/3、R9/3/1<br>～R9/3/31 |
| 雨休率の適用    |         |    |                         | 準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正なし)を適用 |    |     |     |     |    |    |    |                                                        |

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《関係機関協議》

工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

|                                                               |  |      |  |
|---------------------------------------------------------------|--|------|--|
| 工 事 名                                                         |  | 受注者名 |  |
| 項 目                                                           |  | 実施内容 |  |
| <input type="checkbox"/> 建設業界への入職のきっかけづくり<br>となる取組            |  |      |  |
| <input type="checkbox"/> 建設業の社会的意義・役割や魅力・<br>やりがいを知ってもらうための取組 |  |      |  |
| <input type="checkbox"/> 建設現場の労働環境を改善する取組                     |  |      |  |
| <input type="checkbox"/> 若手技術者育成、女性技術者育成の<br>ための取組            |  |      |  |
| <input type="checkbox"/> その他                                  |  |      |  |

※ なお、下記の取組については、評価の対象外とする。

- ・イメージアップ(経費)として取り組んだもの
- ・各種試行(モデル)工事として必須項目で取り組んだもの

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名:

|               |                                                         |         |  |
|---------------|---------------------------------------------------------|---------|--|
| 工 事 名         |                                                         | 受注者名    |  |
| 項 目           |                                                         |         |  |
| 実施内容          |                                                         |         |  |
| 実施日(期間)       |                                                         | 対象者・人数  |  |
| 他工事との合同実施     | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | 合同実施工事名 |  |
| マスコミ取材        | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | 取材会社名   |  |
| (具体的な実施内容の説明) |                                                         |         |  |
| (添付図・写真)      |                                                         |         |  |

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

応急処理(1式当り内訳書)

上段：当初  
下段：變更

別紙内訳書-1

[illegible]

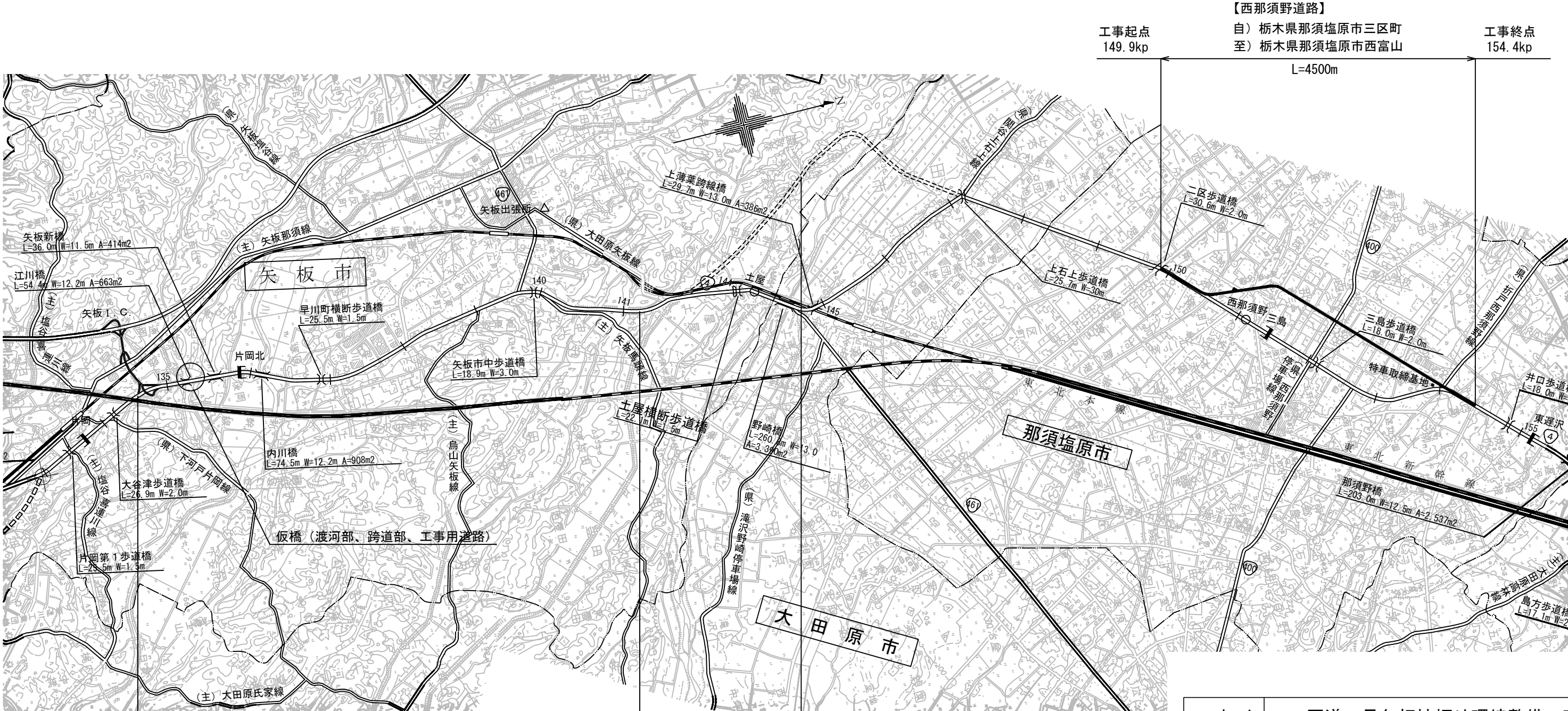
応急処理(1式当り内訳書)

上段：当初  
下段：變更

別紙内訳書-1

[illegible]

位置図 S=1:50,000



【西那須野道路】

自) 栃木県那須塩原市三区町  
至) 栃木県那須塩原市西富山

工事起点  
149.9kp

工事終点  
154.4kp

L=4500m

【矢板拡幅】

自) 栃木県矢板市片岡

L=6500m

【矢板大田原BP】

至) 栃木県矢板市山田

L=2840m

工事起点  
No. -5+0.00

No. 320+0.00

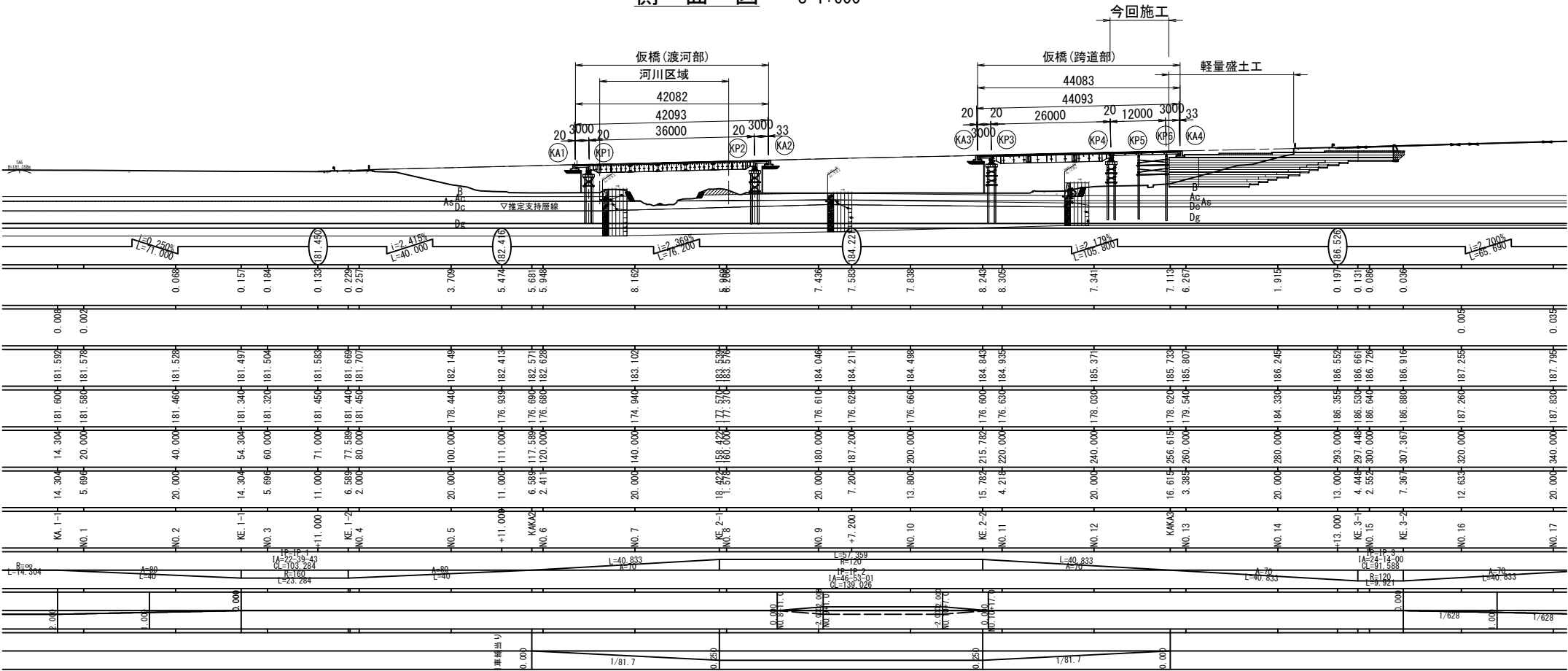
工事終点  
No. 462+0.00

|       |                                                                                                      |      |                 |     |  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|-----|--|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事                                                                                |      |                 |     |  |
| 図 面 名 | 位 置 図                                                                                                |      |                 |     |  |
| 縮 尺   | 1 : 50,000                                                                                           | 図面番号 | 53 の 1          |     |  |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日                                                                                         |      |                 |     |  |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社 日本工営株式会社 復建調査設計株式会社<br>八千代エンジニアリング株式会社 株式会社ニュージェック<br>株式会社 総合技術コンサルタント 株式会社東京建設コンサルタント |      |                 |     |  |
| 所 長   | 副所長                                                                                                  | 課 長  | 専 門<br>調 査<br>官 | 担 当 |  |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所                                                                                       |      |                 |     |  |

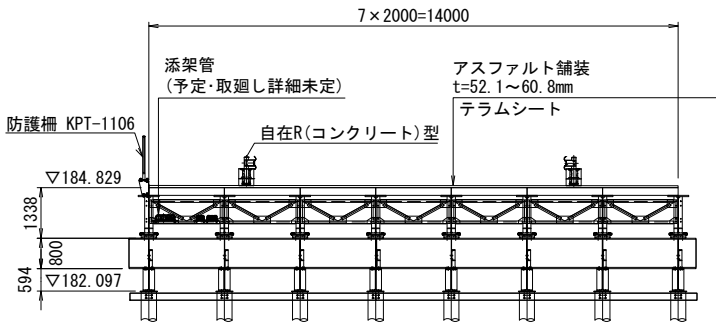
仮橋全体一般図

【矢板拡幅外】

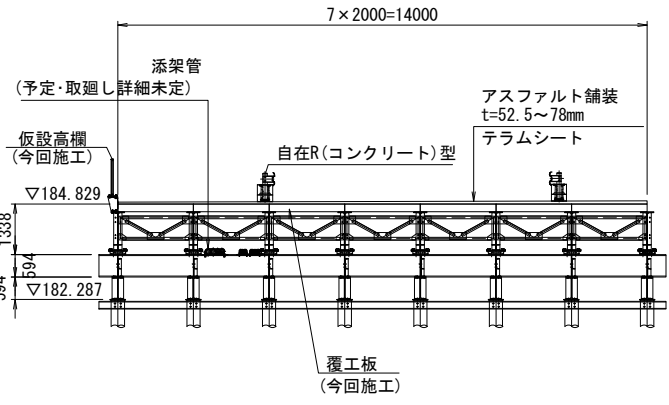
側面図 S=1:600



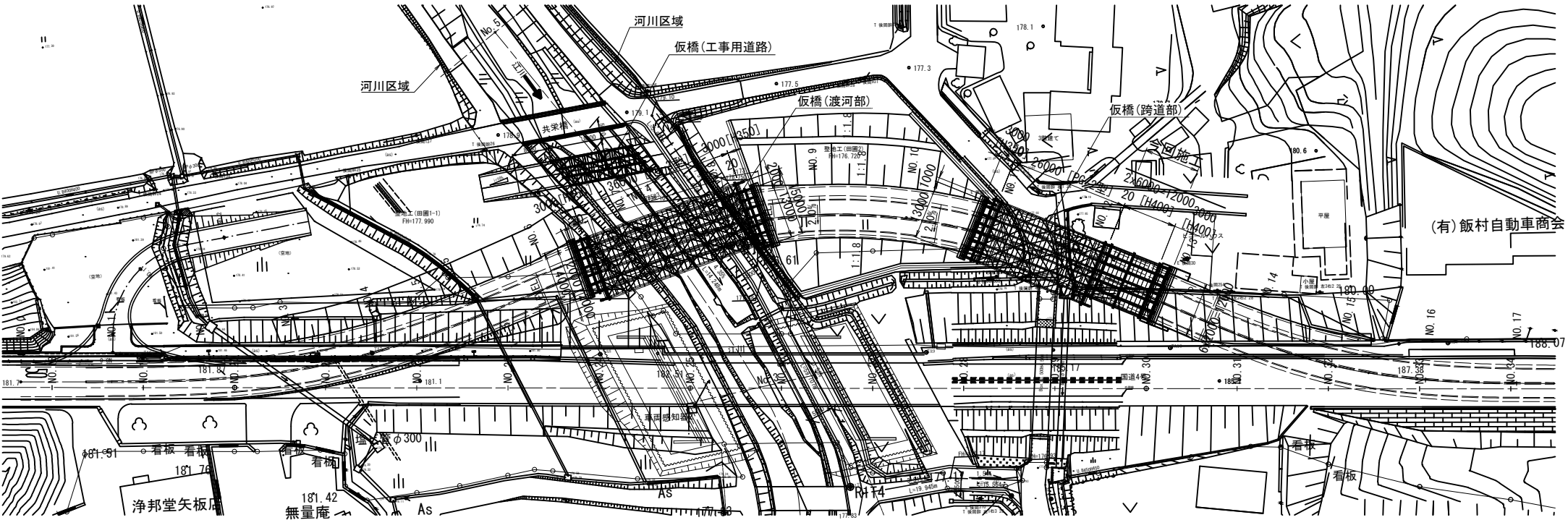
断面図(渡河部) S=1:100



断面図(跨道部)  
※今回施工はKP4~KA4間



平面図 S=1:600



注記  
1. 図面内における製品名は全て相当品とすること。  
2. 道路中心線が曲線の為、仮橋桁勾配との相違がある。  
詳細については、仮橋詳細図を参照すること。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

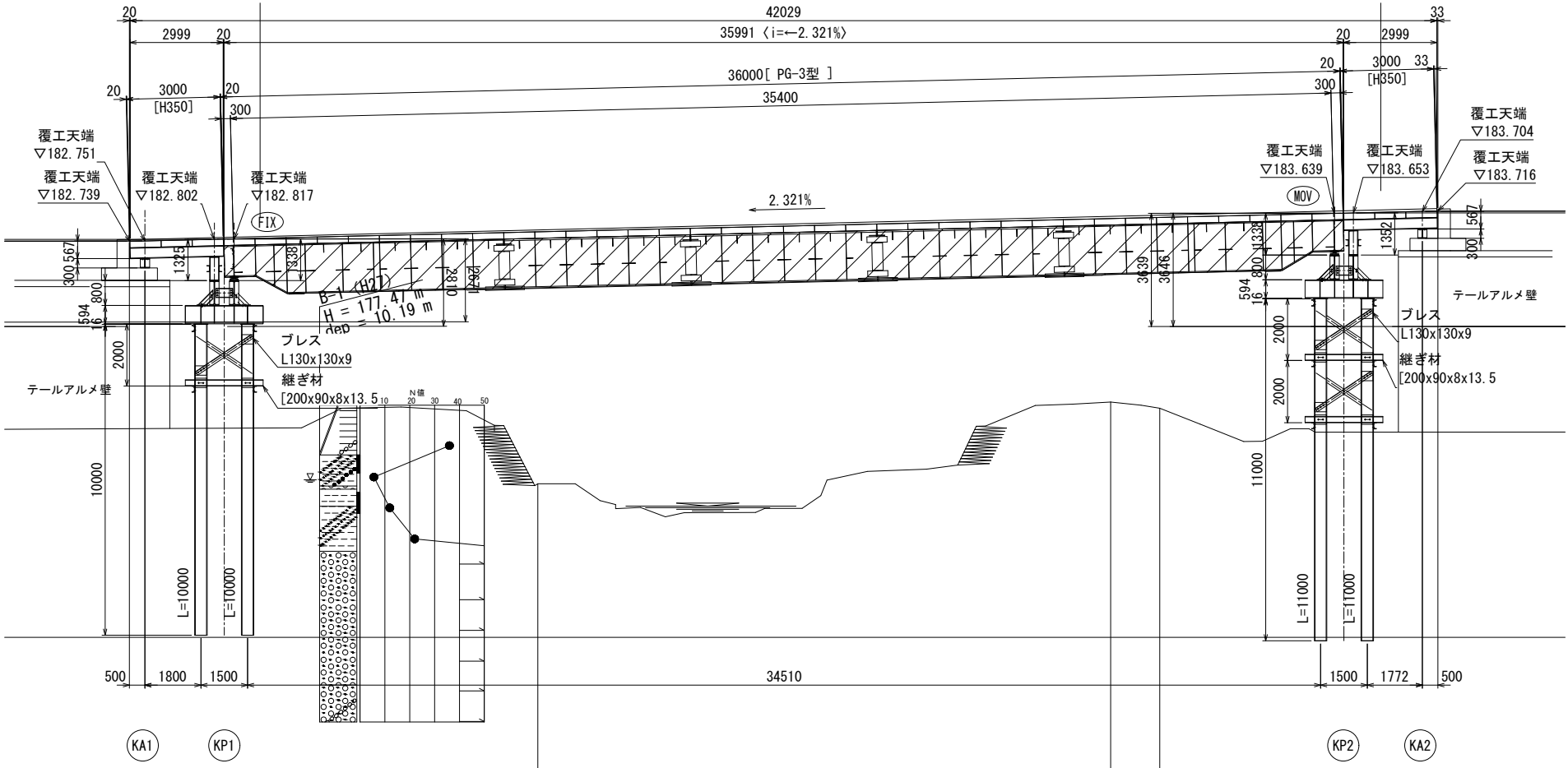
|       |                   |      |        |
|-------|-------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋全体一般図           |      |        |
| 縮 尺   | 図 示               | 図面番号 | 53 の 2 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日      |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社     |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所    |      |        |

仮橋（渡河部） 構造一般図

S=1:100

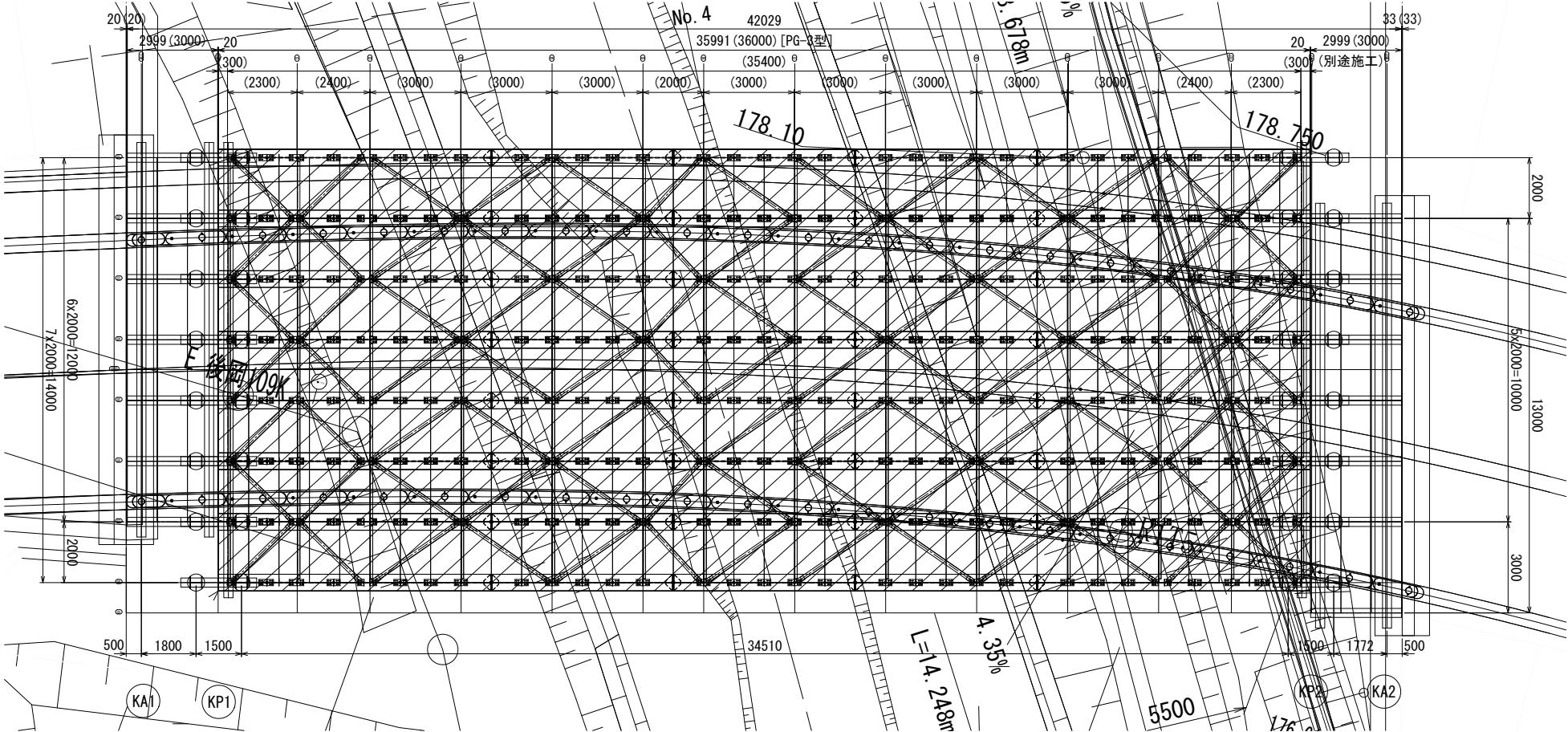
【矢板拡幅外】

側 面 図



平 面 図

※( )の値は斜距離を表す。



凡 例

リース材

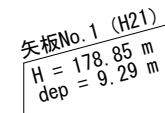
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

|       |                       |      |        |
|-------|-----------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋（渡河部） 構造一般図         |      |        |
| 縮 尺   | 1:100                 | 図面番号 | 53 の 3 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日          |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社         |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所        |      |        |

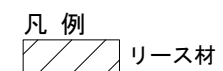
S=1 : 100

【矢板拡幅外】

(今回施工)



※( )の値は斜距離を表す。



本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

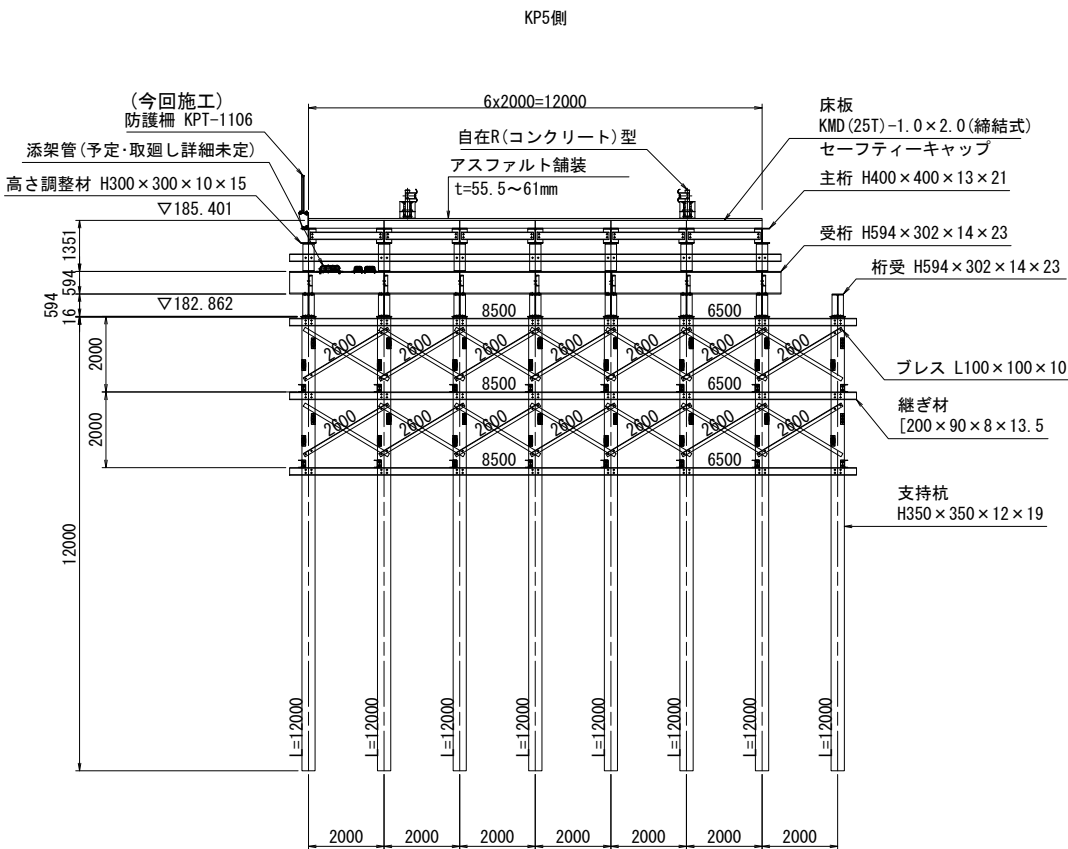
注記  
1. 図面内における製品名は全て相当品とすること。

|       |                   |      |        |
|-------|-------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋(跨道部) 構造一般図(1)  |      |        |
| 縮 尺   | 1:100             | 図面番号 | 53 の 4 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日      |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社     |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所    |      |        |

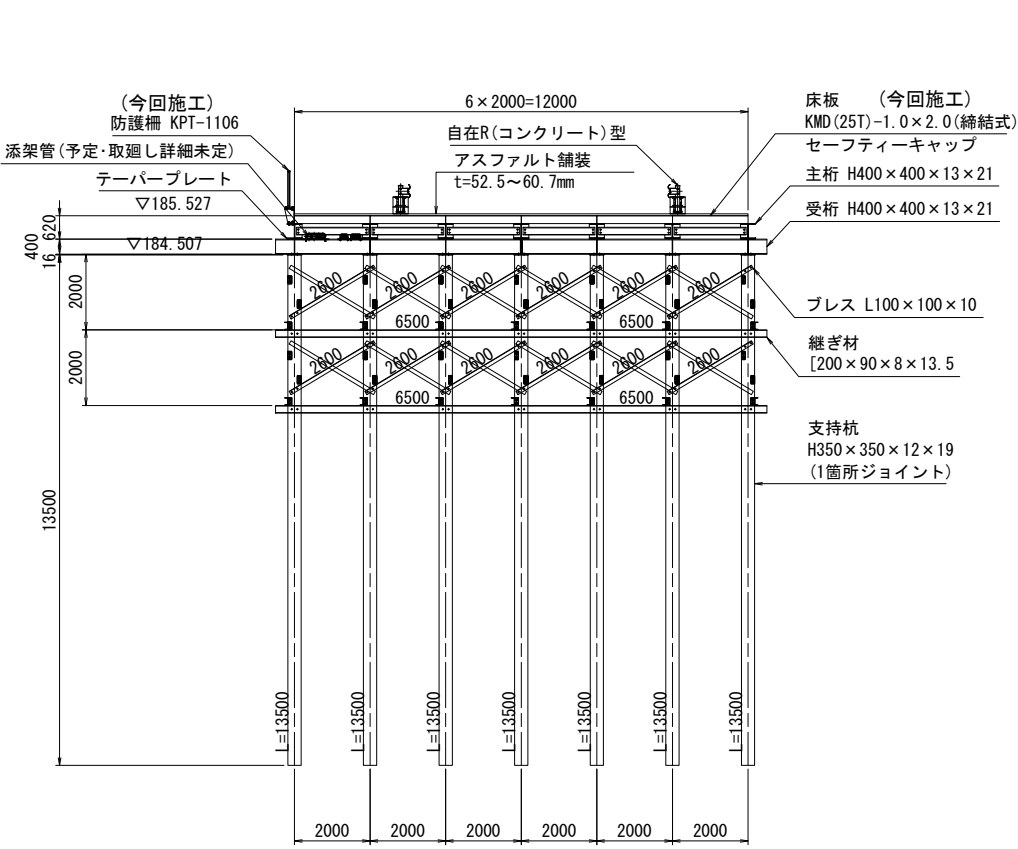
仮橋(跨道部) 構造一般図(2) S=1:100

【矢板拡幅外】

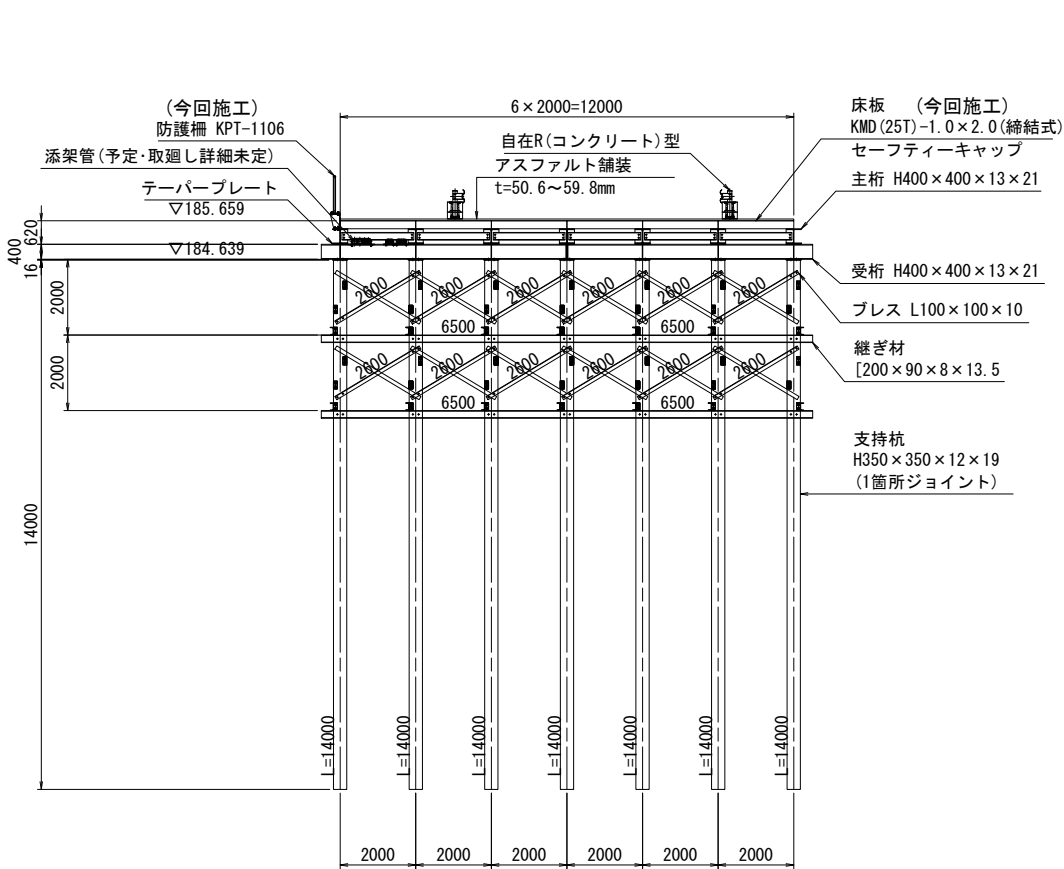
KP4 断面図



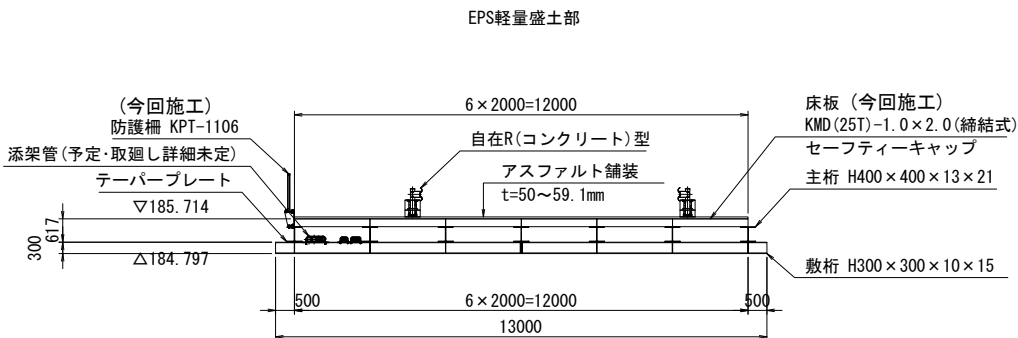
KP5 断面図



KP6 断面図



KA4 断面図



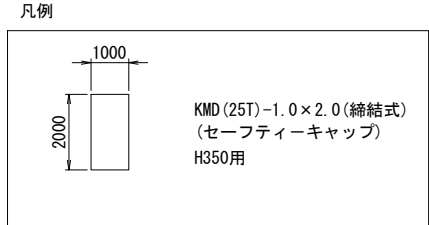
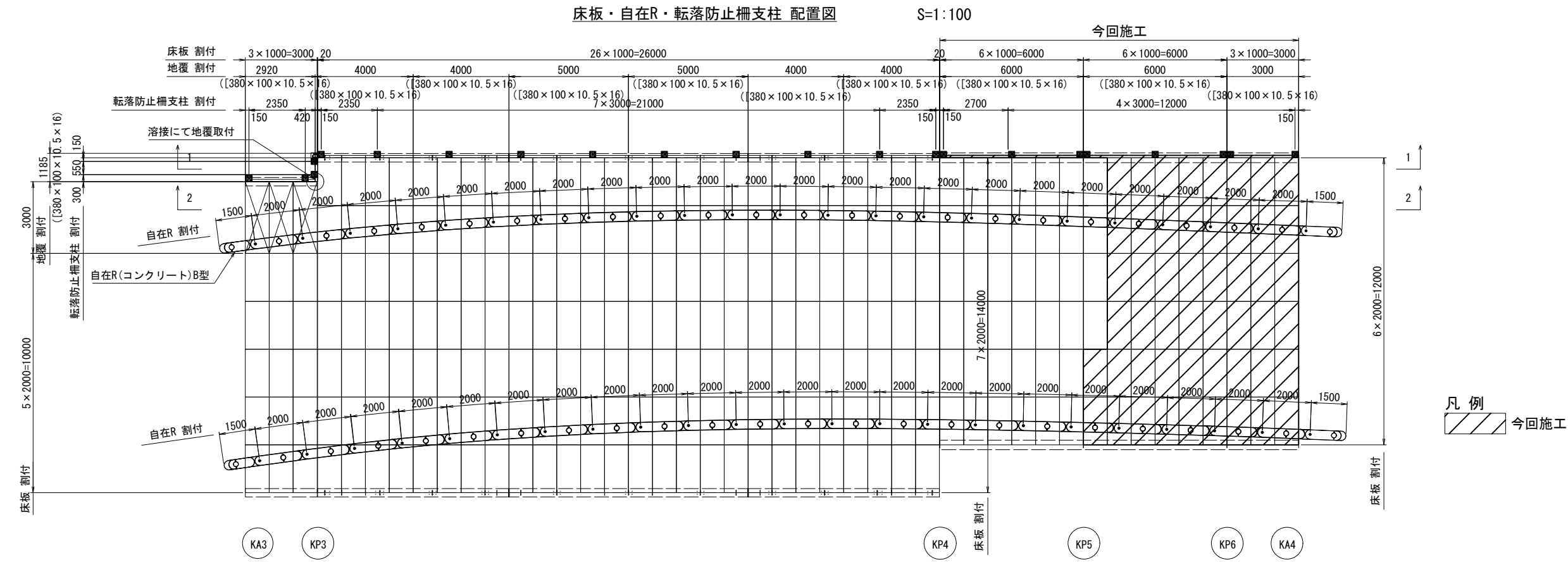
注記  
1. 図面内における製品名は全て相当品とすること。  
2. 覆工板はリースとする。主部材着色部はリースとする。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

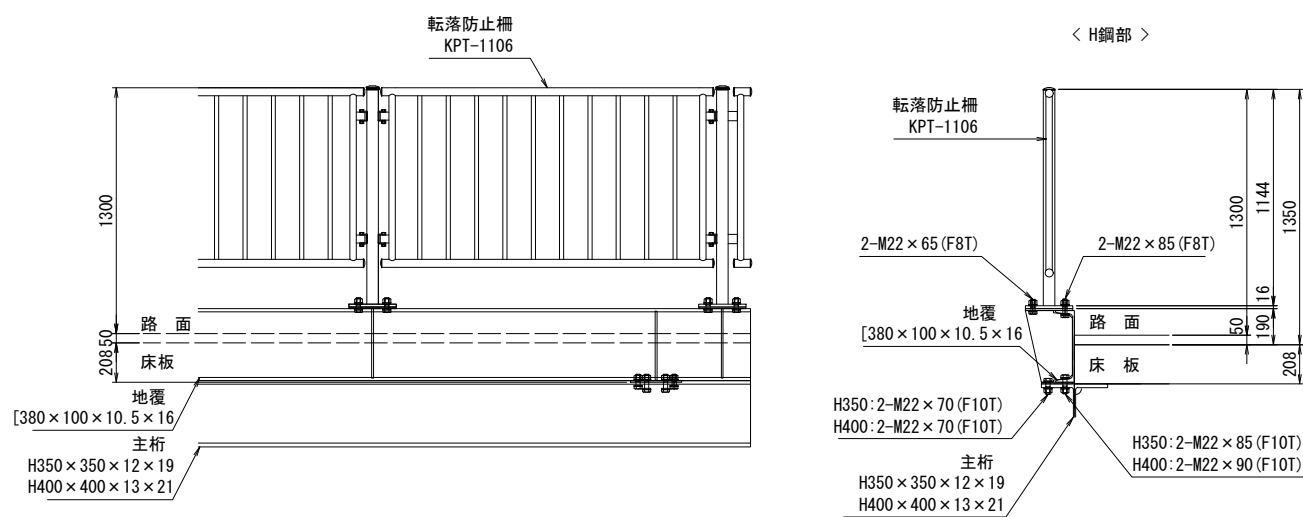
|       |                       |      |        |
|-------|-----------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋(跨道部) 構造一般図(2)      |      |        |
| 縮 尺   | 1:100                 | 図面番号 | 53 の 5 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日          |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社         |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所        |      |        |

仮橋(跨道部) 上部工詳細図(1)

【矢板拡幅外】



防護柵組立図 S=1:20



| 品名              | 規格                | 1枚当り | 平米数  | 単品質量 | 数量合計    |         |         |     | 質量 (kg) | 備考        |
|-----------------|-------------------|------|------|------|---------|---------|---------|-----|---------|-----------|
|                 |                   | (m2) | (m2) | (kg) | KP4-KP5 | KP5-KP6 | KP6-KA4 | (枚) |         |           |
| 覆工板             | KMD (25T)-1.0×2.0 | 2    | -    | 443  |         | 32      | 18      | 50  | 22150   | 締結式 H350用 |
| 小計質量 (kg) :     |                   |      |      |      |         | 14176   | 7974    |     |         |           |
| 小計面積 (m2) :     |                   |      |      |      |         | 64      | 36      |     |         |           |
| 覆工板 合計質量 (kg) : |                   |      |      |      |         |         |         |     | 22150   | kg        |
| 覆工板 合計面積 (m2) : |                   |      |      |      |         |         |         |     | 100     | m2        |

| 品名                     | 規格 | 1個当り | 平米数  | 単品質量 | 数量合計    |         |         |     | 質量 (kg) | 備考 |
|------------------------|----|------|------|------|---------|---------|---------|-----|---------|----|
|                        |    | (m2) | (m2) | (kg) | KP4-KP5 | KP5-KP6 | KP6-KA4 | (個) |         |    |
| セーフティーキャップ             |    | -    | -    | 0.1  |         | 128     | 72      | 200 | 20      |    |
| 小計質量 (kg) :            |    |      |      |      |         | 12      | 7       |     |         |    |
| セーフティーキャップ 合計質量 (kg) : |    |      |      |      |         |         |         |     | 20      | kg |

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

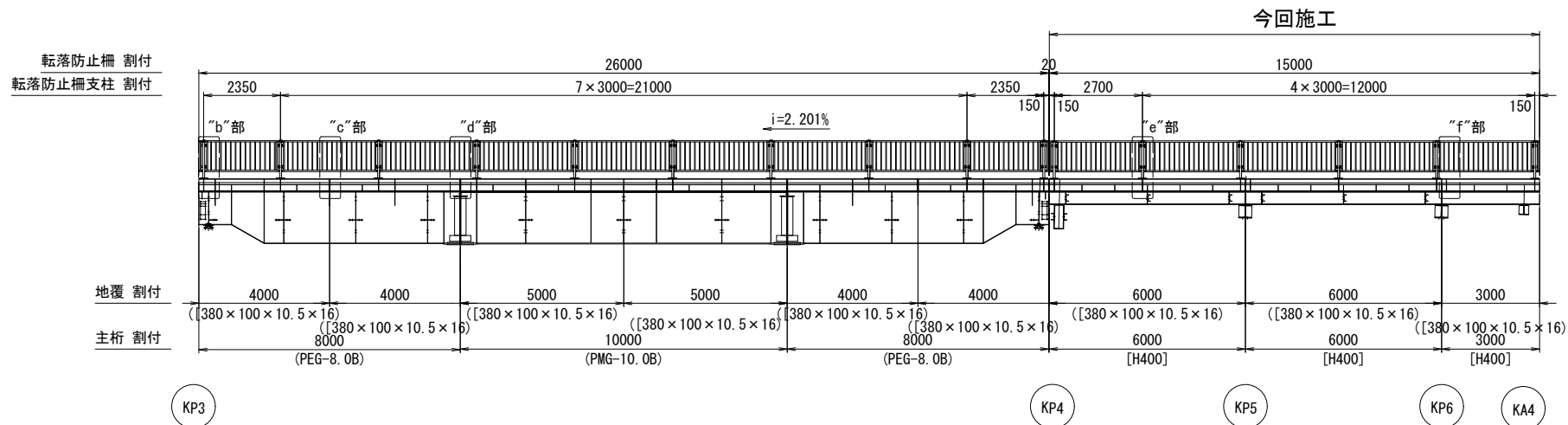
|       |                   |      |      |
|-------|-------------------|------|------|
| 工事名   | R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事 |      |      |
| 図面名   | 仮橋(跨道部) 上部工詳細図(1) |      |      |
| 縮尺    | 図示                | 図面番号 | 53の6 |
| 年月日   | 令和8年6月日           |      |      |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社     |      |      |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所    |      |      |

## 仮橋(跨道部) 上部工詳細図(2)

【矢板拡幅外】

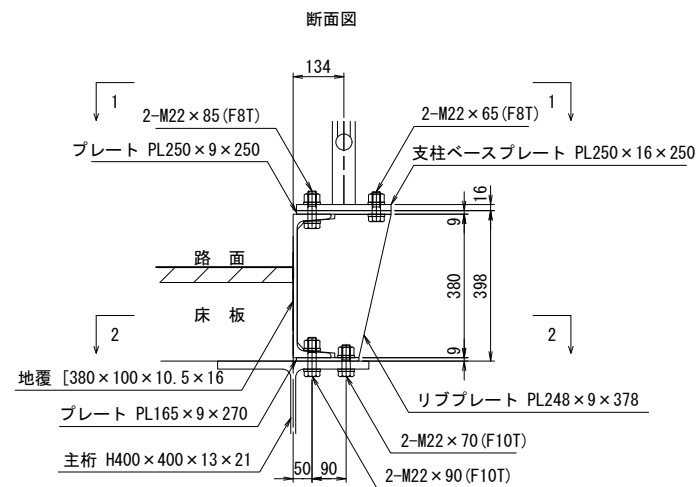
### 1-1 転落防止柵割付図

S=1:100

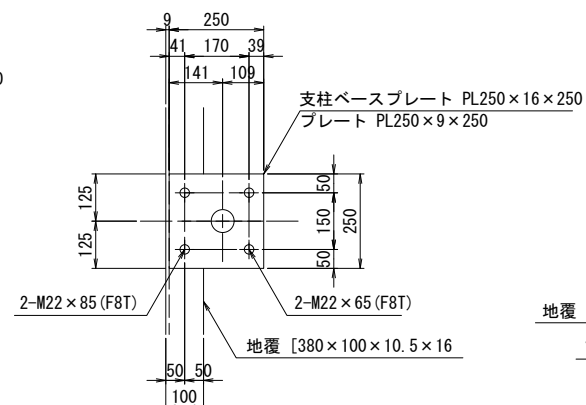


### 地覆, 防護柵取付図

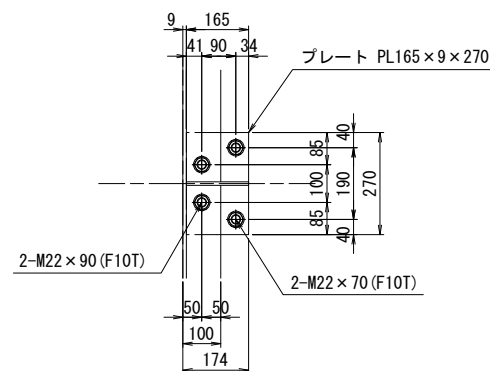
< H鋼部 > < "e"部 >



1-1 平面图

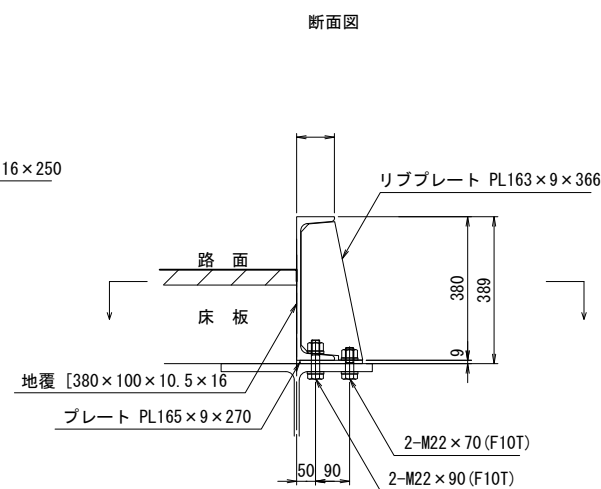


### 2-2 平面图

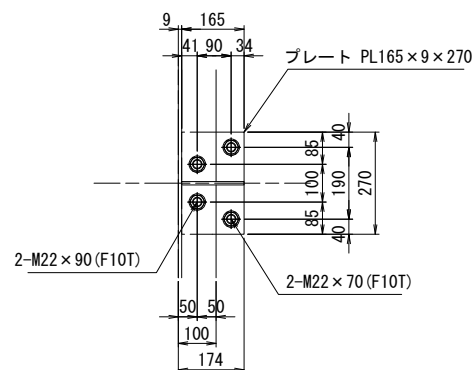


地覆,防護柵取付図

＜ H鋼部 ＞＜ "f"部 ＞



平面图



| 地覆           |                  |                |           |              |         |         |         |         |                                    |
|--------------|------------------|----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------|
| 品名           | 規格               | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量合計    |         |         | 質量 (kg) | 備考                                 |
|              |                  |                |           |              | KP4-KP5 | KP5-KP6 | KP6-KA4 |         |                                    |
| 地覆           | [380×100×10.5×16 | 54.5           | 3         | 163.5        |         |         | 1       | 1       | 164<br>φ24.5: 6 個/本<br>PL取付: 5枚/本  |
| 地覆           | [380×100×10.5×16 | 54.5           | 6         | 327          | 1       |         |         | 1       | 327<br>φ24.5: 12 個/本<br>PL取付: 9枚/本 |
| 地覆           | [380×100×10.5×16 | 54.5           | 6         | 327          |         | 1       |         | 1       | 327<br>φ24.5: 10 個/本<br>PL取付: 8枚/本 |
| プレート         | PL-165×9×270     | -              | -         | 3.15         | 3       | 3       | 2       | 8       | 25 地覆用 φ24.5: 4個/枚                 |
| プレート         | PL-250×9×250     | -              | -         | 4.42         | 3       | 2       | 1       | 6       | 27 地覆用 φ24.5: 4個/枚                 |
| リブプレート       | PL-248×9×378     | -              | -         | 6.62         | 3       | 2       | 1       | 6       | 40 地覆用                             |
| リブプレート       | PL-163×9×366     | -              | -         | 4.21         |         | 1       | 1       | 2       | 8 地覆用                              |
| 小計質量(kg):    |                  |                |           |              | 370     | 363     | 185     |         |                                    |
| 地覆 合計質量(kg): |                  |                |           |              |         |         |         | 917 kg  |                                    |

| 転落防止柵                    |               |                |           |              |         |         |         |         |        |
|--------------------------|---------------|----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 品名                       | 規格            | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量合計    |         |         | 質量 (kg) | 備考     |
|                          |               |                |           |              | KP4-KP5 | KP5-KP6 | KP6-KA4 |         |        |
| 転落防止柵                    | KPT-1106      | 13.4           | 15        | 201          |         | 1       |         | 1       | 201    |
| 支柱ベースプレート                | PL-250×16×250 | -              | -         | 7.85         | 3       | 3       | 2       | 8       | 63 支柱用 |
| 小計質量 (kg) :              |               |                |           |              | 24      | 225     | 16      |         |        |
| ガードレール、転落防止柵 合計質量 (kg) : |               |                |           |              |         |         |         | 264 kg  |        |

| ポルトナット              |             |                |           |              |         |         |         |         |                   |
|---------------------|-------------|----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 品名                  | 規格          | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量合計    |         |         | 質量 (kg) | 備考                |
|                     |             |                |           |              | KP4-KP5 | KP5-KP6 | KP6-KA4 |         |                   |
| ハインツォン® 10          | F10T-M22×70 | -              | -         | 0.56         | 6       | 6       | 4       | 16      | 9 プレート+主桁         |
| ハインツォン® 10          | F10T-M22×90 | -              | -         | 0.62         | 6       | 6       | 4       | 16      | 10 地覆+プレート+主桁     |
| ハインツォン® 10メッキ       | F8T-M22×65  | -              | -         | 0.54         | 6       | 4       | 2       | 12      | 6 ベースプレート+プレート    |
| ハインツォン® 10メッキ       | F8T-M22×85  | -              | -         | 0.6          | 6       | 4       | 2       | 12      | 7 ベースプレート+プレート+地覆 |
| 小計質量 (kg) :         |             |                |           |              | 14      | 12      | 7       |         |                   |
| ※ 10・ナット 合計質量(kg) : |             |                |           |              |         |         |         | 33 kg   |                   |

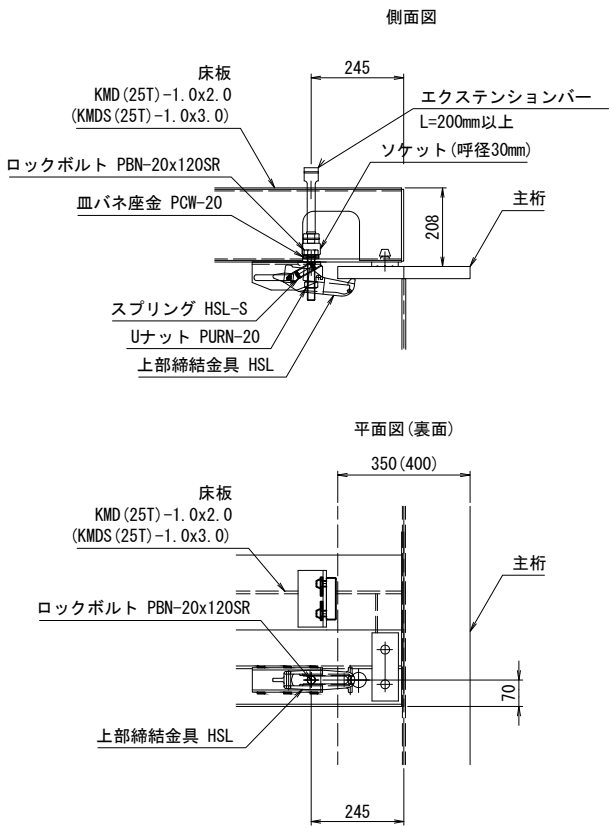
|       |                      |      |        |
|-------|----------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋(跨道部) 上部工詳細図(2)    |      |        |
| 縮 尺   | 図 示                  | 図面番号 | 53 の 7 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日         |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社        |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所       |      |        |

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

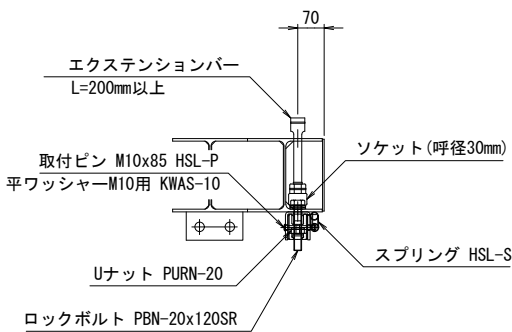
上部締結金具組立図

S=1:10

(床板 KMD (25T)-1.0x2.0)

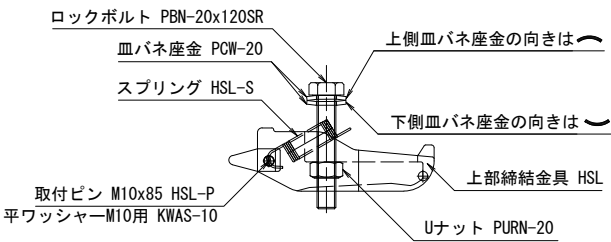


断面図



取付ボルト詳細図

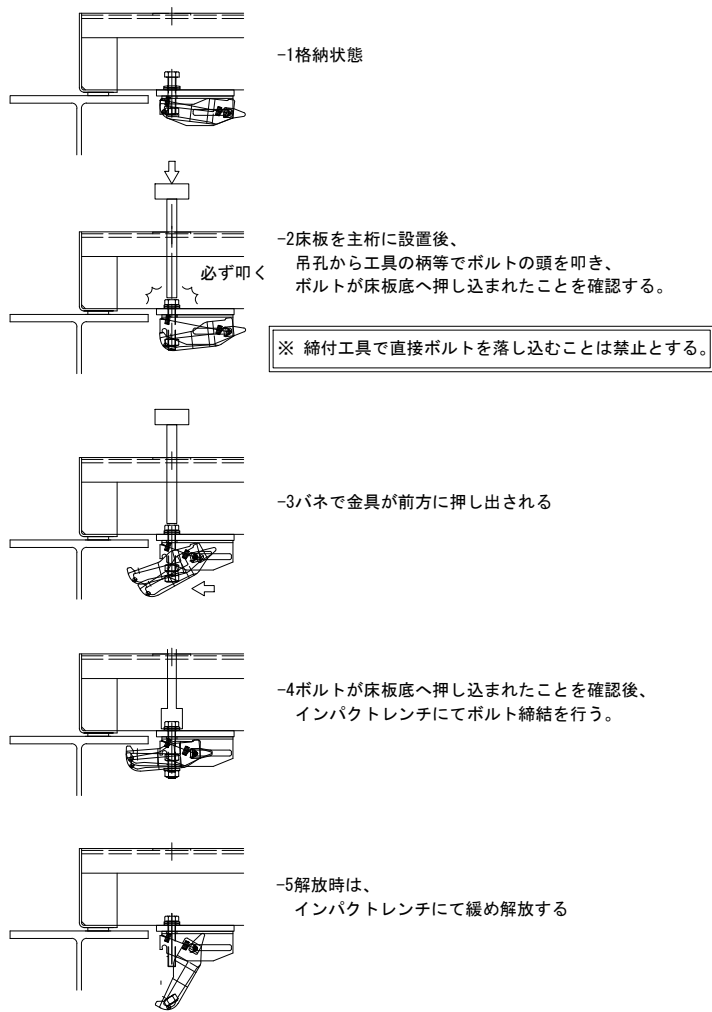
S=1:4



|             |                |
|-------------|----------------|
| 上部締結金具      | 1 HSL          |
| ロックボルト      | 1 PBN-20x120SR |
| Uナット        | 1 PURN-20      |
| 皿バネ座金       | 2 PCW-20       |
| スプリング       | 1 HSL-S        |
| 取付ピン        | 1 HSL-P        |
| 取付ピン用平ワッシャー | 1 KVAS-10      |

上部締結金具締め付け手順

S=1:10



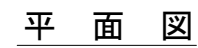
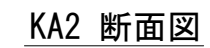
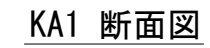
注記  
1. 図面内における製品名は全て相当品とすること。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

|       |                       |      |        |
|-------|-----------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋(跨道部) 上部工詳細図(3)     |      |        |
| 縮 尺   | 図 示                   | 図面番号 | 53 の 8 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日          |      |        |
| 設計会社名 | 中央コンサルタンツ株式会社         |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所        |      |        |

S=1 : 100

側 面 図



 リース材

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

|       |                   |      |        |
|-------|-------------------|------|--------|
| 工 事 名 | R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事 |      |        |
| 図 面 名 | 仮橋(工事用道路) 構造一般図   |      |        |
| 縮 尺   | 1:100             | 図面番号 | 53 の 9 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日      |      |        |
| 設計会社名 | 株式会社東京建設コンサルタント   |      |        |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所    |      |        |

仮 橋 数 量 表

仮橋上部(渡河部)

| 品名      | 種別  | 記号. 断面    | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量 (個)  |         |         | 合計  | 質量<br>(kg) | ボルト孔    |      | 仮設材運搬<br>対象重量 (kg) | 備考 |
|---------|-----|-----------|----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|-----|------------|---------|------|--------------------|----|
|         |     |           |                |           |              | KA1-KP1 | KP1-KP2 | KP2-KA2 |     |            | φ 24. 5 | φ 32 |                    |    |
| 【主部材】   |     |           |                |           |              |         |         |         |     |            |         |      |                    |    |
| Ⅲ型端部主桁  | リース | PEG-9. 0D | -              | -         | 4462. 0      |         | 16      |         | 16  | 71, 392    | 0       | 0    | 71, 392            |    |
| Ⅲ型中央主桁  | リース | PMG-6. 0D | -              | -         | 3968. 0      |         | 24      |         | 24  | 95, 232    | 0       | 0    | 95, 232            |    |
| 対傾構     | リース | PSB       | -              | -         | 52. 0        |         | 14      |         | 14  | 728        | 0       | 0    | 728                |    |
| 対傾構     | リース | PSB-B     | -              | -         | 60. 0        |         | 84      |         | 84  | 5, 040     | 0       | 0    | 5, 040             |    |
| 横構      | リース | PLB-3. 0  | -              | -         | 61. 0        |         | 56      |         | 56  | 3, 416     | 0       | 0    | 3, 416             |    |
| 横構      | リース | PLB-2. 5  | -              | -         | 50. 0        |         | 14      |         | 14  | 700        | 0       | 0    | 700                |    |
| 横構      | リース | PLB-2. 5E | -              | -         | 50. 0        |         | 14      |         | 14  | 700        | 0       | 0    | 700                |    |
| 横構      | リース | PLB-2. 0B | -              | -         | 47. 0        |         | 7       |         | 7   | 329        | 0       | 0    | 329                |    |
| 添接板     | リース | PSP-2B    | -              | -         | 9. 0         |         | 128     |         | 128 | 1, 152     | 0       | 0    | 1, 152             |    |
| 添接板     | リース | PSP-1D    | -              | -         | 22. 0        |         | 64      |         | 64  | 1, 408     | 0       | 0    | 1, 408             |    |
| 添接板     | リース | PSP-3D    | -              | -         | 132. 0       |         | 32      |         | 32  | 4, 224     | 0       | 0    | 4, 224             |    |
| 添接板     | リース | PSP-4D    | -              | -         | 71. 0        |         | 64      |         | 64  | 4, 544     | 0       | 0    | 4, 544             |    |
| 沓座      | リース | KSB       | -              | -         | 43. 7        |         | 16      |         | 16  | 699        | 0       | 0    | 699                |    |
| 固定ブロック  | リース | PFB       | -              | -         | 6. 0         |         | 16      |         | 16  | 96         | 0       | 0    | 96                 |    |
| 可動ブロック  | リース | PMB       | -              | -         | 3. 0         |         | 16      |         | 16  | 48         | 0       | 0    | 48                 |    |
| 合 計 重 量 |     |           |                |           |              |         |         |         |     |            |         |      | 189, 708 kg        |    |

仮橋上部(跨道部)

| 品名      | 種別  | 記号. 断面     | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量 (個)  |         |         | 合計 | 質量<br>(kg) | ボルト孔    |      | 仮設材運搬<br>対象重量 (kg) | 備考 |
|---------|-----|------------|----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|----|------------|---------|------|--------------------|----|
|         |     |            |                |           |              | KA3-KP3 | KP3-KP4 | KP4-KP5 |    |            | φ 24. 5 | φ 32 |                    |    |
| 【主部材】   |     |            |                |           |              |         |         |         |    |            |         |      |                    |    |
| Ⅱ型端部主桁  | リース | PEG-8. 0B  | -              | -         | 2091. 0      |         | 16      |         | 16 | 33, 456    | 0       | 0    | 33, 456            |    |
| Ⅱ型中央主桁  | リース | PMG-10. 0B | -              | -         | 3353. 0      |         | 8       |         | 8  | 26, 824    | 0       | 0    | 26, 824            |    |
| 対傾構     | リース | PSB        | -              | -         | 52. 0        |         | 14      |         | 14 | 728        | 0       | 0    | 728                |    |
| 対傾構     | リース | PSB-B      | -              | -         | 60. 0        |         | 63      |         | 63 | 3, 780     | 0       | 0    | 3, 780             |    |
| 横構      | リース | PLB-3. 0   | -              | -         | 61. 0        |         | 28      |         | 28 | 2, 100     | 0       | 0    | 2, 100             |    |
| 横構      | リース | PLB-2. 5   | -              | -         | 50. 0        |         | 42      |         | 42 | 1, 708     | 0       | 0    | 1, 708             |    |
| 添接板     | リース | PLP-1B     | -              | -         | 32. 0        |         | 32      |         | 32 | 1, 024     | 0       | 0    | 1, 024             |    |
| 添接板     | リース | PLP-2B     | -              | -         | 9. 0         |         | 32      |         | 32 | 288        | 0       | 0    | 288                |    |
| 添接板     | リース | PLP-3B     | -              | -         | 43. 0        |         | 16      |         | 16 | 688        | 0       | 0    | 688                |    |
| 添接板     | リース | PLP-4B     | -              | -         | 22. 0        |         | 32      |         | 32 | 704        | 0       | 0    | 704                |    |
| 沓座      | リース | KSB        | -              | -         | 43. 7        |         | 16      |         | 16 | 699        | 0       | 0    | 699                |    |
| 固定ブロック  | リース | PFB        | -              | -         | 6. 0         |         | 16      |         | 16 | 96         | 0       | 0    | 96                 |    |
| 可動ブロック  | リース | PMB        | -              | -         | 3. 0         |         | 16      |         | 16 | 48         | 0       | 0    | 48                 |    |
| 合 計 重 量 |     |            |                |           |              |         |         |         |    |            |         |      | 72, 143 kg         |    |

仮橋上部(工事用道路)

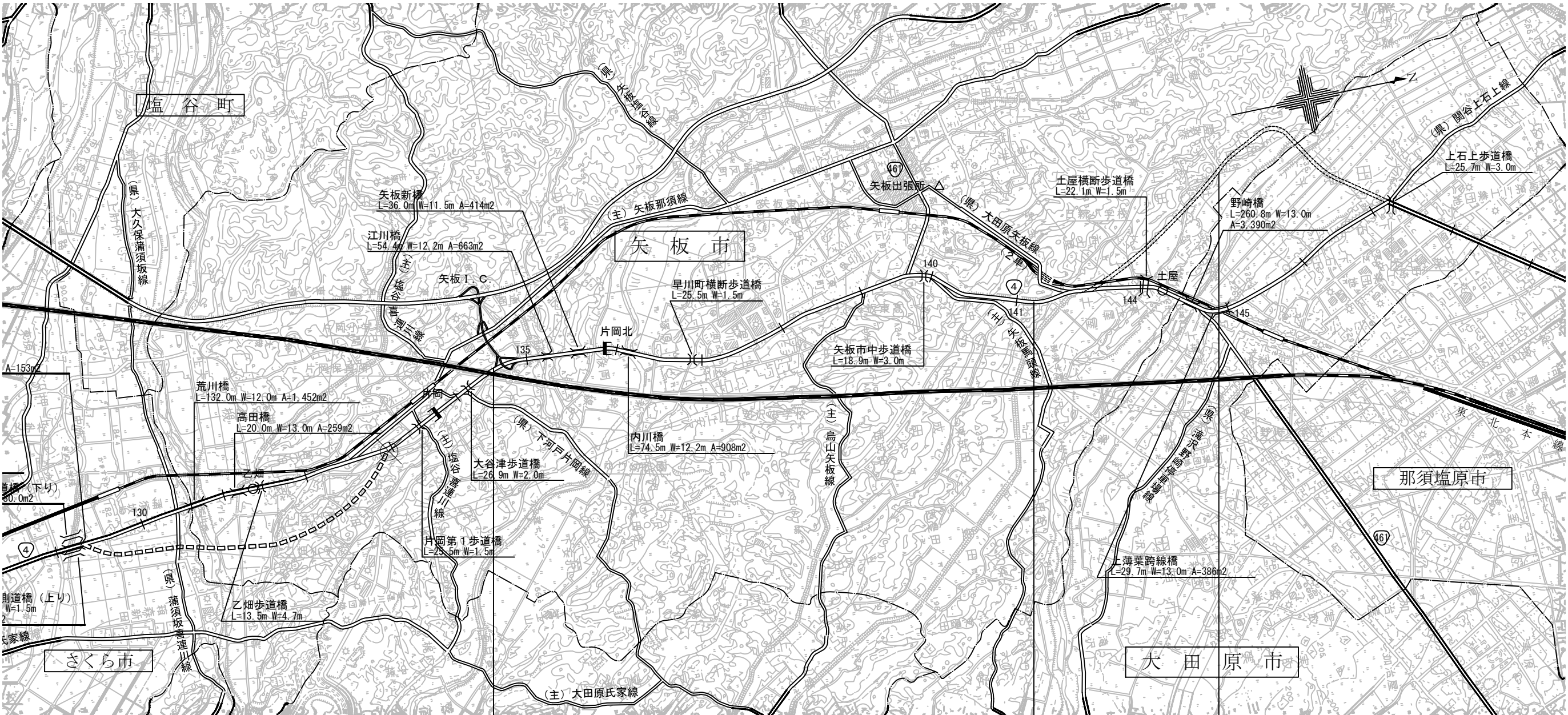
| 品名          | 種別  | 記号. 断面  | 単位質量<br>(kg/m) | 長さ<br>(m) | 単品質量<br>(kg) | 数量 (個)  | 合計 | 質量<br>(kg) | ボルト孔  |     | 仮設材運搬<br>対象重量 | 備考 |
|-------------|-----|---------|----------------|-----------|--------------|---------|----|------------|-------|-----|---------------|----|
|             |     |         |                |           |              | KA1-KA2 |    |            | φ24.5 | φ32 |               |    |
| 端主桁         | リース | PEG-9.0 | -              | -         | 1484.0       | 8       | 8  | 11,872     | 0     | 0   | 11,872        |    |
| 沓座          | リース | KSB     | -              | -         | 43.7         | 8       | 8  | 350        | 0     | 0   | 350           |    |
| 固定ブロック      | リース | PFB     | -              | -         | 6.0          | 8       | 8  | 48         | 0     | 0   | 48            |    |
| 可動ブロック      | リース | PMB     | -              | -         | 3.0          | 8       | 8  | 24         | 0     | 0   | 24            |    |
| 防護柵上越材 (落込) | リース | PCB-L   | -              | -         | 22.0         | 20      | 20 | 440        | 0     | 0   | 440           |    |
| 地覆          | リース | PER-2.0 | -              | -         | 26.0         | 6       | 6  | 156        | 0     | 0   | 156           |    |
| 地覆          | リース | PER-4.0 | -              | -         | 47.0         | 6       | 6  | 282        | 0     | 0   | 282           |    |
| 対傾構         | リース | PSB     | -              | -         | 52.0         | 15      | 15 | 780        | 0     | 0   | 780           |    |
| 添接板         | リース | PSP-1   | -              | -         | 17.0         | 8       | 8  | 136        | 0     | 0   | 136           |    |
| 添接板         | リース | PSP-2   | -              | -         | 21.0         | 4       | 4  | 84         | 0     | 0   | 84            |    |
| 添接板         | リース | PSP-3   | -              | -         | 12.0         | 8       | 8  | 96         | 0     | 0   | 96            |    |
| 合 計 重 量     |     |         |                |           |              |         |    |            |       |     | 14,268        | kg |

|       |                       |      |         |
|-------|-----------------------|------|---------|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |         |
| 図 面 名 | 仮橋数量表                 |      |         |
| 縮 尺   | —                     | 図面番号 | 53 の 10 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日          |      |         |
| 設計会社名 |                       |      |         |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所        |      |         |

道路除草工平面図

S=1:50,000

【矢板拡幅外】



【矢板拡幅】

【矢板大田原BP】

|       |            |
|-------|------------|
| 道路除草工 |            |
| 除草(1) | A=11,800m2 |
| 除草(2) | A= 4,500m2 |
| 集草    | A=16,300m2 |
| 積込運搬  | A=16,300m2 |
| 除草処分  | V=8t       |

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

|       |                   |      |         |
|-------|-------------------|------|---------|
| 工 事 名 | R8国道4号矢板拡幅外環境整備工事 |      |         |
| 図 面 名 | 道路除草工平面図          |      |         |
| 縮 尺   | 1:50,000          | 図面番号 | 53 の 11 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日      |      |         |
| 設計会社名 |                   |      |         |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所    |      |         |

数量総括表

【矢板拡幅外】

| 工事区分       | 工種    | 種別      | 細別                   | 規格                                | 単位 | 設計数量   | 備考 |
|------------|-------|---------|----------------------|-----------------------------------|----|--------|----|
| 道路改良【矢板拡幅】 |       |         |                      |                                   | 式  |        |    |
|            | 道路土工  |         |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       | 残土処理工   |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       |         | 積込(ル-ス)              | 土砂<br>【豊浦残土置場での積込】                | m3 | 1,000  |    |
|            |       |         | 土砂等運搬                | 土砂(岩塊・玉石混り土含む)<br>【豊浦→北向田ストックヤード】 | m3 | 1,000  |    |
|            | 除草工   |         |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       | 道路除草工   |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       |         | 除草(1)                | 肩掛け式(防護無し)                        | m2 | 11,800 |    |
|            |       |         | 除草(2)                | 肩掛け式(防護有り)                        | m2 | 4,500  |    |
|            |       |         | 集草                   |                                   | m2 | 16,300 |    |
|            |       |         | 積込運搬                 |                                   | m2 | 16,300 |    |
|            |       |         | 除草処分                 |                                   | t  | 8      |    |
|            | 応急処理工 |         |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       | 応急処理作業工 |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       |         | 応急作業                 |                                   | 式  | 1      |    |
|            | 仮設工   |         |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       | 仮橋・仮栈橋工 |                      |                                   | 式  |        |    |
|            |       |         | 仮橋上部                 | 地覆                                | t  | 0.9    |    |
|            |       |         | 覆工板設置・撤去<br>[仮橋・仮栈橋] |                                   | m2 | 100    |    |
|            |       |         | 仮設高欄                 | 転落防止柵型(ハースプレート式)設置                | m  | 15     |    |
|            |       |         | 仮橋賃料                 | 引継ぎ分                              | 式  | 1      |    |

|       |                       |      |         |
|-------|-----------------------|------|---------|
| 工 事 名 | R 8 国道 4 号矢板拡幅外環境整備工事 |      |         |
| 図 面 名 | 数量総括表                 |      |         |
| 縮 尺   | —                     | 図面番号 | 53 の 12 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 6 月 日          |      |         |
| 設計会社名 |                       |      |         |
| 事務所名  | 国土交通省 宇都宮国道事務所        |      |         |